

新 (令和5年4月1日 施行)
昭和四十七年労働省令第四十一号
電離放射線障害防止規則
(管理区域の明示等)
第三条 放射線業務を行う事業の事業者（第六十二条を除き、以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）を標識によつて明示しなければならない。
一 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が三月間につき一・三ミリシーベルトを超えるおそれのある区域
二 放射性物質の表面密度が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えるおそれのある区域
2 前項第一号に規定する外部放射線による実効線量の算定は、一センチメートル線量当量によつて行うものとする。
3 第一項第一号に規定する空気中の放射性物質による実効線量の算定は、一・三ミリシーベルトに一週間の労働時間中における空気中の放射性物質の濃度の平均（一週間における労働時間が四十時間を超え、又は四十時間に満たないときは、一週間の労働時間中における空気中の放射性物質の濃度の平均に当該労働時間を四十時間で除して得た値を乗じて得た値。以下「週平均濃度」という。）の三月間における平均の厚生労働大臣が定める限度の十分の一に対する割合を乗じて行うものとする。
4 事業者は、必要のある者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
5 事業者は、管理区域内の見やすい場所に、第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。
(放射線業務従事者の被ばく限度)
第四条 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
2 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条 第一項 に規定する 放射線業務従事者 を除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
3 事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務に従事する者の受ける実効線量が第一項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨及び当該放射線業務に従事する女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条第二項に規定する女性を除く。）の受ける実効線量については、第一項の規定にかかわらず、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。
第五条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルトを、皮膚に受けるものについては一年間につき五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。
2 事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務に従事する者の受ける等価線量が、前項に規定する限度を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。
第六条 事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間（以下「妊娠中」という。）につき次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。
一 内部被ばくによる実効線量については、一ミリシーベルト
二 腹部表面に受ける等価線量については、二ミリシーベルト
2 事業者は、管理区域内における放射線業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該放射線業務に従事する者のうち妊娠と診断された女性の受ける線量が、妊娠中につき前項各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。
(緊急作業時における被ばく限度)

旧 (令和3年4月1日 施行)
昭和四十七年労働省令第四十一号
電離放射線障害防止規則
(管理区域の明示等)
第三条 放射線業務を行う事業の事業者（第六十二条を除き、以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する区域（以下「管理区域」という。）を標識によつて明示しなければならない。
一 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が三月間につき一・三ミリシーベルトを超えるおそれのある区域
二 放射性物質の表面密度が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えるおそれのある区域
2 前項第一号に規定する外部放射線による実効線量の算定は、一センチメートル線量当量によつて行うものとする。
3 第一項第一号に規定する空気中の放射性物質による実効線量の算定は、一・三ミリシーベルトに一週間の労働時間中における空気中の放射性物質の濃度の平均（一週間における労働時間が四十時間を超え、又は四十時間に満たないときは、一週間の労働時間中における空気中の放射性物質の濃度の平均に当該労働時間を四十時間で除して得た値を乗じて得た値。以下「週平均濃度」という。）の三月間における平均の厚生労働大臣が定める限度の十分の一に対する割合を乗じて行うものとする。
4 事業者は、必要のある者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
5 事業者は、管理区域内の 労働者 の見やすい場所に、第八条第三項の放射線測定器の装着に関する注意事項、放射性物質の取扱い上の注意事項、事故が発生した場合の応急の措置等放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。
(放射線業務従事者の被ばく限度)
第四条 事業者は、管理区域内において放射線業務に従事する労働者（以下「放射線業務従事者」という。）の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
2 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の放射線業務従事者（妊娠する可能性がないと診断されたもの及び第六条に規定する も を除く。）の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
第五条 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては五年間につき百ミリシーベルト及び一年間につき五十ミリシーベルトを、皮膚に受けるものについては一年間につき五百ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。
第六条 事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間（以下「妊娠中」という。）につき次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。
一 内部被ばくによる実効線量については、一ミリシーベルト
二 腹部表面に受ける等価線量については、二ミリシーベルト
(緊急作業時における被ばく限度)

第七条 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第四条第一項及び第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。 2 前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。 一 実効線量については、百ミリシーベルト 二 眼の水晶体に受ける等価線量については、三百ミリシーベルト 三 皮膚に受ける等価線量については、一シーベルト 3 前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。 4 事業者は、緊急作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性については、第四条第三項及び第五条第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせる旨を周知させなければならない。 5 前項の場合において、事業者は、同項の請負人に対し、同項の緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性が当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、第二項各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにする必要がある旨を周知させなければならない。 第七条の三 事業者は、原災法第八条第三項に規定する原子力防災要員、原災法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者（第五十二条の九において「原子力防災要員等」という。）以外の者については、特例緊急作業に従事させてはならない。 2 事業者は、前条第一項又は第二項の規定により、特例緊急被ばく限度が定められたときは、第七条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、特例緊急作業従事者について、同号に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。この場合において、当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならない。 3 事業者は、特例緊急作業従事者について、当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。 4 事業者は、特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急作業に係る特例緊急被ばく限度を超えないようにする必要があり及び当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするように努める必要がある旨を周知させなければならない。 （線量の測定） 第八条 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。 2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとする。 3 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いてこれを測定することが著しく困難な場合には、放射線測定器によつて測定した線量当量率を用いて算出し、これが著しく困難な場合には、計算によつてその値を求めることができる。 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部、その他の女性にあつては腹部 二 頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（これらの部位のうち最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部・上腕部、その他の女性にあつては腹・大腿部である場合を除く。） 三 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部以外の部位であるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（中性子線の場合を除く。） 4 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者について、三月以内（緊急作業に	
--	--

第七条 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行うときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。 2 前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。 一 実効線量については、百ミリシーベルト 二 眼の水晶体に受ける等価線量については、三百ミリシーベルト 三 皮膚に受ける等価線量については、一シーベルト 3 前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。 （線量の測定） 第八条 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければならない。 2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとする。 3 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、次の各号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いてこれを測定することが著しく困難な場合には、放射線測定器によつて測定した線量当量率を用いて算出し、これが著しく困難な場合には、計算によつてその値を求めることができる。 一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部、その他の女性にあつては腹部 二 頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部のうち、最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（これらの部位のうち最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部・上腕部、その他の女性にあつては腹・大腿部である場合を除く。） 三 最も多く放射線にさらされるおそれのある部位が頭・頸部、胸・上腕部及び腹・大腿部以外の部位であるときは、当該最も多く放射線にさらされるおそれのある部位（中性子線の場合を除く。） 4 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定は、管理区域のうち放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある場所に立ち入る者について、三月以内（緊急作業に	
---	--

従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性、一月間に受ける実効線量がー・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）並びに妊娠中の女性にあつては一月以内）ごとに一回行うものとする。ただし、その者が誤つて放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取したときは、当該吸入摂取又は経口摂取の後速やかに行うものとする。

5 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たつては、厚生労働大臣が定める方法によつてその値を求めるものとする。

6 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者は、第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において、放射線測定器を装着しなければならない。

7 事業者は、管理区域内における放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下この項及び次項において「管理区域内放射線業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該管理区域内放射線業務等に従事する者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を、第二項から第五項までに定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

8 事業者は、管理区域内放射線業務等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において放射線測定器を装着する必要がある旨を周知させなければならない。

（立入禁止）

第十八条 事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、工業用等のエックス線装置又は放射性物質を装備している機器を放射線装置室以外の場所で使用するとき、そのエックス線管の焦点又は放射線源及び被照射体から五メートル以内の場所（外部放射線による実効線量が一週間につきーミリシーベルト以下の場所を除く。）に、**作業に従事する者**を立ち入らせてはならない。ただし、放射性物質を装備している機器の線源容器内に放射線源が確実に収納され、かつ、シャッターを有する線源容器にあつては当該シャッターが閉鎖されている場合において、線源容器から放射線源を取り出すための準備作業、線源容器の点検作業その他必要な作業を行うために立ち入るときは、この限りでない。

2 前項の規定は、事業者が、撮影に使用する医療用のエックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合について準用する。この場合において、同項中「五メートル」とあるのは、「二メートル」と読み替えるものとする。

3 第三条第二項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する外部放射線による実効線量の算定について準用する。

4 事業者は、第一項の規定により**作業に従事する者**が立ち入ることを禁止されている場所を標識により明示しなければならない。

（透過写真の撮影時の措置等）

第十八条の二 事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置又は透過写真撮影用ガンマ線照射装置（ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるものをいう。以下同じ。）を放射線装置室以外の場所で使用するとき（被ばくのおそれがないときを除く。）は、放射線を、**作業に従事する者**が立ち入らない方向に照射し、又は**遮蔽**する措置を講じなければならない。

（放射線源の収納）

第十八条の十 事業者は、第四十二条第一項第四号の事故が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業に労働者を従事させるときは、**遮蔽物**を設ける等の措置を講じ、かつ、**鉗子**等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けなければならない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、遮蔽物を設ける等の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用することにより当該作業に従事する者と放射線源との間に適当な距離を設ける必要がある旨を周知させなければならない。

（飛来防止設備等）

第二十六条 事業者は、放射性物質を取り扱うことにより、放射性物質の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、労働者とその放射性物質との間に、その飛沫又は粉末が労働者の身体又は衣服、**塵物**、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下「装具」という。）に付着しないようにするため、**板**、幕等の設備を設けなければならない。ただし、その設備を設けることが作業の性質上著しく困難な場合において、当該作業に従事する労働者に第三十九条第一項の**保護具を使用させたときのほか、当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該請負人に対し、当該保護具を使用する必要がある旨を周知させた**ときは、この限りでない。

（汚染除去用具等の汚染検査）

第三十条 事業者は、第二十八条若しくは前条第一項の規定による汚染の除去又は同項の物の清掃を行ったときは、その都度、汚染の除去又は清掃に用いた用具を検査し、その用具が

従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性、一月間に受ける実効線量がー・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）並びに妊娠中の女性にあつては一月以内）ごとに一回行うものとする。ただし、その者が誤つて放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取したときは、当該吸入摂取又は経口摂取の後速やかに行うものとする。

5 第一項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たつては、厚生労働大臣が定める方法によつてその値を求めるものとする。

6 放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者は、第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において、放射線測定器を装着しなければならない。

7 事業者は、管理区域内における放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下この項及び次項において「管理区域内放射線業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該管理区域内放射線業務等に従事する者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を、第二項から第五項までに定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

8 事業者は、管理区域内放射線業務等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において放射線測定器を装着する必要がある旨を周知させなければならない。

（立入禁止）

第十八条 事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、工業用等のエックス線装置又は放射性物質を装備している機器を放射線装置室以外の場所で使用ときは、そのエックス線管の焦点又は放射線源及び被照射体から五メートル以内の場所（外部放射線による実効線量が一週間につきーミリシーベルト以下の場所を除く。）に、**労働者**を立ち入らせてはならない。ただし、放射性物質を装備している機器の線源容器内に放射線源が確実に収納され、かつ、シャッターを有する線源容器にあつては当該シャッターが閉鎖されている場合において、線源容器から放射線源を取り出すための準備作業、線源容器の点検作業その他必要な作業を行うために立ち入るときは、この限りでない。

2 前項の規定は、事業者が、撮影に使用する医療用のエックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合について準用する。この場合において、同項中「五メートル」とあるのは、「二メートル」と読み替えるものとする。

3 第三条第二項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する外部放射線による実効線量の算定について準用する。

4 事業者は、第一項の規定により**労働者**が立ち入ることを禁止されている場所を標識により明示しなければならない。

（透過写真の撮影時の措置等）

第十八条の二 事業者は、第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置又は透過写真撮影用ガンマ線照射装置（ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるものをいう。以下同じ。）を放射線装置室以外の場所で使用するとき（**労働者の被ばく**のおそれがないときを除く。）は、放射線を、**労働者**が立ち入らない方向に照射し、又は**遮へい**する措置を講じなければならない。

（放射線源の収納）

第十八条の十 事業者は、第四十二条第一項第四号の事故が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業に労働者を従事させるときは、**しやへい物**を設ける等の措置を講じ、かつ、**鉗子**等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けなければならない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、遮蔽物を設ける等の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用することにより当該作業に従事する者と放射線源との間に適当な距離を設ける必要がある旨を周知させなければならない。

（飛来防止設備等）

第二十六条 事業者は、放射性物質を取り扱うことにより、放射性物質の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、労働者とその放射性物質との間に、その飛沫又は粉末が労働者の身体又は衣服、**塵物**、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下「装具」という。）に付着しないようにするため、**板**、幕等の設備を設けなければならない。ただし、その設備を設けることが作業の性質上著しく困難な場合において、当該作業に従事する労働者に第三十九条第一項に**規定する**保護具を使用**させ**るときは、この限りでない。

（汚染除去用具等の汚染検査）

第三十条 事業者は、第二十八条若しくは前条第一項の規定による汚染の除去又は同項の物の清掃を行ったときは、その都度、汚染の除去又は清掃に用いた用具を検査し、その用具が

別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまでは、労働者に使用させてはならない。

2 事業者は、前項の用具を保管する場所に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。

3 第二十七条第二項の規定は、第一項の用具について準用する。

4 事業者は、第一項の汚染の除去又は清掃の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、同項の検査により、同項の用具が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまでは、使用してはならない旨を周知させなければならない。

(退去者の汚染検査)

第三十一条 事業者は、管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

2 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は装具が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、同項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退去させてはならない。

一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度の十分の一以下になるように洗身等をさせること。

二 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外させること。

3 労働者は、前項の規定による事業者の指示に従い、洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取り外さなければならない。

4 管理区域において作業に従事する者（労働者を除く。）は、その区域から退去するとき、第一項の汚染検査場所において、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

5 前項の者は、同項の検査によりその身体又は装具が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、第一項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、管理区域から退去してはならない。

一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度の十分の一以下になるように洗身等を行うこと。

二 装具が汚染されているときは、その装具を脱ぎ、又は取り外すこと。

(持出し物品の汚染検査)

第三十二条 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。

2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第三十七条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域まで運搬するときは、この限りでない。

3 管理区域において作業に従事する者（労働者を除く。）は、管理区域から持ち出す物品については、持ち出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。

4 前項の者は、同項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第二項ただし書の場合は、この限りでない。

(容器)

第三十七条 事業者は、放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくときは、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がりを防止するための有効な措置を講じたとき、又は放射性物質取扱作業室内において運搬するときは、この限りでない。

2 事業者は、前項本文の容器については、次の表の上欄に掲げる用途に用いるときは、当該用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる構造を具備するものを用いなければならない。

用途	構造
空気を汚染するおそれのあるもの	腐食しにくい材料で造られ、かつ、気体が漏れないものであること。

別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまでは、労働者に使用させてはならない。

2 事業者は、前項の用具を保管する場所に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。

3 第二十七条第二項の規定は、第一項の用具について準用する。

(退去者の汚染検査)

第三十一条 事業者は、管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。

2 事業者は、前項の検査により労働者の身体又は装具が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、前項の汚染検査場所において次の措置を講じなければ、その労働者を管理区域から退去させてはならない。

一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度の十分の一以下になるように洗身等をさせること。

二 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外させること。

3 労働者は、前項の規定による事業者の指示に従い、洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取りはずさなければならない。

(持出し物品の汚染検査)

第三十二条 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。

2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第三十七条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域まで運搬するときは、この限りでない。

(容器)

第三十七条 事業者は、放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくときは、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることが著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がりを防止するための有効な措置を講じたとき、又は放射性物質取扱作業室内において運搬するときは、この限りでない。

2 事業者は、前項本文の容器については、次の表の上欄に掲げる用途に用いるときは、当該用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる構造を具備するものを用いなければならない。

用途	構造
空気を汚染するおそれのあるもの	腐食しにくい材料で造られ、かつ、気体が漏れないものであること。

る放射性物質又は汚染物を入れる場合	
液状の放射性物質又はそれによつて湿つてゐる汚染物を入れる場合	腐食し、及び液体が浸透しにくい材料で造られ、かつ、液体が漏れ、及びこぼれにくいものであること。
放射性物質又は汚染物を管轄燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第七号に規定する専用積載（以下この項において「専用積載」という。）で運搬し、かつ、核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第四条第二項及び第十九条第三項各号又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第四条第二項及び第十八条第三項各号に規定する運搬の技術上の基準に従う場合であつて、労働者の健康障害の防止上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、十ミリシーベルト毎時）を超えないものであること。 二 容器の表面から一メートルの距離における一センチメートル線量当量率が、〇・一ミリシーベルト毎時を超えないものであること。ただし、容器を専用積載で運搬する場合であつて、労働者の健康障害の防止上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	

3 事業者は、第一項本文の容器には、放射性物質又は汚染物を入れるものである旨を表示しなければならない。

4 事業者は、放射性物質を保管し、貯蔵し、運搬し、又は廃棄のために一時ためておく容器には、次の事項を明記しなければならない。

一 その放射性物質の種類及び気体、液体又は固体の区別

二 その放射性物質に含まれる放射性同位元素の種類及び数量

（保護具）

第三十八条 事業者は、第二十八条の規定により明示した区域内の作業又は緊急作業その他の作業で、第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるものに労働者を従事させるときは、その汚染の程度に応じて防じんマスク、防毒マスク、ホースマスク、酸素呼吸器等の有効な呼吸用保護具を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

3 事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、その空気の汚染の程度に応じて同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

第三十九条 事業者は、別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのある作業に労働者を従事させるときは、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

3 事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（作業衣）

第四十条 事業者は、放射性物質取扱作業室内において労働者を作業に従事させるときは、専用の作業衣を備え、これをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、専用の作業衣を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

（保護具等の汚染除去）

第四十一条 事業者は、第三十八条第一項、第三十九条第一項及び前条第一項の規定により使用させる保護具又は作業衣が別表第三に掲げる限度（保護具又は作業衣の労働者に接触する部分にあつては、その限度の十分の一。以下この条において同じ。）を超えて汚染されて

る放射性物質又は汚染物を入れる場合	
液状の放射性物質又はそれによつて湿つてゐる汚染物を入れる場合	腐食し、及び液体が浸透しにくい材料で造られ、かつ、液体が漏れ、及びこぼれにくいものであること。
放射性物質又は汚染物を管轄燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第六号に規定する専用積載（以下この項において「専用積載」という。）で運搬し、かつ、核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第四条第二項及び第十九条第三項各号又は放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第四条第二項及び第十八条第三項各号に規定する運搬の技術上の基準に従う場合であつて、労働者の健康障害の防止上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、十ミリシーベルト毎時）を超えないものであること。 二 容器の表面から一メートルの距離における一センチメートル線量当量率が、〇・一ミリシーベルト毎時を超えないものであること。ただし、容器を専用積載で運搬する場合であつて、労働者の健康障害の防止上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。	

3 事業者は、第一項本文の容器には、放射性物質又は汚染物を入れるものである旨を表示しなければならない。

4 事業者は、放射性物質を保管し、貯蔵し、運搬し、又は廃棄のために一時ためておく容器には、次の事項を明記しなければならない。

一 その放射性物質の種類及び気体、液体又は固体の区別

二 その放射性物質に含まれる放射性同位元素の種類及び数量

（保護具）

第三十八条 事業者は、第二十八条の規定により明示した区域内の作業又は緊急作業その他の作業で、第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるものに労働者を従事させるときは、その汚染の程度に応じて防じんマスク、防毒マスク、ホースマスク、酸素呼吸器等の有効な呼吸用保護具を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

第三十九条 事業者は、別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのある作業に労働者を従事させるときは、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

2 労働者は、前項の作業に従事する間、同項に規定する保護具を使用しなければならない。

（作業衣）

第四十条 事業者は、放射性物質取扱作業室内において労働者を作業に従事させるときは、専用の作業衣を備え、これをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

第四十一条 事業者は、前三条の規定により使用させる保護具又は作業衣が別表第三に掲げる限度（保護具又は作業衣の労働者に接触する部分にあつては、その限度の十分の一。以下この条において同じ。）を超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ、洗浄等

いると認められるときは、あらかじめ、洗浄等により別表第三に掲げる限度以下になるまで汚染を除去しなければ、労働者に使用させてはならない。

2 事業者は、第三十八条第三項、第三十九条第三項及び前条第二項の請負人に対し、それぞれの規定に基づく周知により使用する保護具又は作業衣が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ洗浄等により同表に掲げる限度以下になるまで汚染を除去しなければ使用してはならない旨を周知させなければならない。

(喫煙等の禁止)

第四十一条の二 事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場における作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 前項の作業場において作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

(保護衣類等)

第四十一条の八の二 処分事業者は、事故由来廃棄物等を取り扱うことにより、事故由来廃棄物等の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらを当該事故由来廃棄物等を取り扱う作業に従事する労働者に使用させなければならない。

2 処分事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合であつて、事故由来廃棄物等の飛沫又は粉末が飛来するおそれのあるときは、当該請負人に対し、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

(準用)

第四十一条の九 第三条第四項（第三十三条第三項において準用する場合に限る。）、第二十五条、第二十七条第一項及び第二項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第二項及び第四項、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項（第三十四条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十七条（第四項を除く。）並びに第三十八条から第四十一条の二までの規定は、処分事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条	放射性物質取扱作業室及び核原料物質を掘採する坑内	事故由来廃棄物等取扱施設
第二十七条第一項	放射性物質 鉗子、ピンセット等	事故由来廃棄物等 スコップ等
第二十八条	放射性物質が 放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等が 事故由来廃棄物等取扱施設
第二十九条第一項	放射性物質取扱作業室内 設備等	事故由来廃棄物等取扱施設内 設備等（労働者が触れるおそれのある部分に限る。）
第三十二条第一項	検査しなければならない。	検査しなければならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。
第三十二条第二項	第三十七条第一項本文の容器を用い、又は 放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域	第四十一条の七第一項の規定により運搬するとき、又は第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用い、若しくは 事故由来廃棄物等の処分又は廃棄のための施設
第三十二条第三項	検査しなければならない。	検査しなければならない。ただし、第四十一条の九において準用する第一項ただし書の場合は、この限りでない。
第三十三条第一項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第三十四条第一項	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設、破砕等設備又はベルトコンベア等の運搬設備
第三十五条第一項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第三十七条第一項	放射性物質を 放射性物質若しくは	事故由来廃棄物等を 事故由来廃棄物等若しくは

により別表第三に掲げる限度以下になるまで汚染を除去しなければ、労働者に使用させてはならない。

(喫煙等の禁止)

第四十一条の二 事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

(準用)

第四十一条の九 第三条第四項（第三十三条第三項において準用する場合に限る。）、第二十五条、第二十六条本文、第二十七条第一項及び第二項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第二項、第三十一条、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項（第三十四条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十七条（第四項を除く。）並びに第三十八条から第四十一条の二までの規定は、処分事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十五条	放射性物質取扱作業室及び核原料物質を掘採する坑内	事故由来廃棄物等取扱施設
第二十六条本文	放射性物質を 放射性物質の 労働者とその放射性物質との間に、その飛沫又は粉末が労働者の身体又は衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物（以下「装具」という。）に付着しないようにするため板、幕等の設備を設けなければならない。	事故由来廃棄物等を 事故由来廃棄物等の 当該作業に従事する労働者に第四十一条の九において準用する第三十九条第一項に規定する保護具を使用させなければならない。
第二十七条第一項	放射性物質 鉗子、ピンセット等	事故由来廃棄物等 スコップ等
第二十八条	放射性物質が 放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等が 事故由来廃棄物等取扱施設
第二十九条第一項	放射性物質取扱作業室内 設備等	事故由来廃棄物等取扱施設内 設備等（労働者が触れるおそれのある部分に限る。）
第三十二条第一項	検査しなければならない。	検査しなければならない。ただし、第四十一条の七第一項の規定により運搬するときは、この限りでない。
第三十二条第二項	第三十七条第一項本文の容器を用い、又は	第四十一条の七第一項の規定により運搬するとき、又は第四十一条の九において準用する第三十七条第一項本文の容器を用い、若しくは

	保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくとき	廃棄のために一時ためておく、若しくは埋め立てるとき
	又は放射性物質取扱作業室内において運搬するとき	事故由来廃棄物等取扱施設内において取り扱うとき、又は第四十一条の七第一項の規定により運搬するとき
第三十七条第二項及び第三項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第四十条	放射性物質取扱作業室内	事故由来廃棄物等取扱施設内
第四十一条	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設
の二第一項	放射性物質を	事故由来廃棄物等を

(除染特別地域等における特例)

第四十一条の十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域（次項において「除染特別地域等」という。）において、事故由来廃棄物等（除染則第二条第七項第二号イの除去土壌に限る。以下この項において同じ。）を埋め立てる場合において、次の各号に掲げる措置を講じたときは、前条において準用する第三十七条（第四項を除く。）の規定及び第四十一条の五の規定は、適用しない。

一 遠隔操作により作業を行う等の事故由来廃棄物等による労働者の身体汚染を防止するための措置

二 事故由来廃棄物等を湿潤な状態にする等の粉じんの発散を抑制するための措置

三 埋立施設の境界からできる限り離れた場所において作業を行う等の粉じんの飛散を抑制するための措置

四 埋立施設の境界における事故由来放射性物質の表面密度の一月を超えない期間ごとの測定及び当該表面密度を別表第三に掲げる限度と当該埋立施設の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下とするための措置

2 除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合における前条において準用する第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第二項（第三十五条第二項において準用する場合に限る。）、第三十五条第一項及び第三十七条（第四項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条	別表第三に掲げる限度（その汚染が事故由来廃棄物等取扱施設以外の場所で生じたときは、別表第三に掲げる限度の十分の一）以下	屋内にあつては別表第三に掲げる限度以下に、屋外にあつては別表第三に掲げる限度と当該区域の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下
第三十一条第一項	の出口	又は事業場の出口
	別表第三に掲げる限度の十分の一	別表第三に掲げる限度
第三十一条第二項及び第五項、第三十二条第二項及び第四項	別表第三に掲げる限度の十分の一	別表第三に掲げる限度

	放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域	事故由来廃棄物等の処分又は廃棄のための施設
第三十条第三項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第三十条第四項	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設、破砕等設備又はベルトコンベア等の運搬設備
第三十条第五項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第三十条第七項	放射性物質を	事故由来廃棄物等を
	放射性物質若しくは保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくとき	事故由来廃棄物等若しくは廃棄のために一時ためておく、若しくは埋め立てるとき
	又は放射性物質取扱作業室内において運搬するとき	事故由来廃棄物等取扱施設内において取り扱うとき、又は第四十一条の七第一項の規定により運搬するとき
第三十条第七項及び第三項	放射性物質	事故由来廃棄物等
第四十条	放射性物質取扱作業室内	事故由来廃棄物等取扱施設内
第四十条の二第一項	放射性物質取扱作業室	事故由来廃棄物等取扱施設
	放射性物質を	事故由来廃棄物等を

(除染特別地域等における特例)

第四十一条の十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域（次項において「除染特別地域等」という。）において、事故由来廃棄物等（除染則第二条第七項第二号イの除去土壌に限る。以下この項において同じ。）を埋め立てる場合において、次の各号に掲げる措置を講じたときは、前条において準用する第三十七条（第四項を除く。）の規定及び第四十一条の五の規定は、適用しない。

一 遠隔操作により作業を行う等の事故由来廃棄物等による労働者の身体汚染を防止するための措置

二 事故由来廃棄物等を湿潤な状態にする等の粉じんの発散を抑制するための措置

三 埋立施設の境界からできる限り離れた場所において作業を行う等の粉じんの飛散を抑制するための措置

四 埋立施設の境界における事故由来放射性物質の表面密度の一月を超えない期間ごとの測定及び当該表面密度を別表第三に掲げる限度と当該埋立施設の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下とするための措置

2 除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合における前条において準用する第二十八条、第三十一条、第三十二条、第三十三条第二項（第三十五条第二項において準用する場合に限る。）、第三十五条第一項及び第三十七条（第四項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十八条	別表第三に掲げる限度（その汚染が事故由来廃棄物等取扱施設以外の場所で生じたときは、別表第三に掲げる限度の十分の一）以下	屋内にあつては別表第三に掲げる限度以下に、屋外にあつては別表第三に掲げる限度と当該区域の周辺における事故由来放射性物質の表面密度のいずれか高い値以下
第三十一条第一項	の出口	又は事業場の出口
	別表第三に掲げる限度の十分の一	別表第三に掲げる限度
第三十一条第二項、第三十二条	別表第三に掲げる限度の十分の一	別表第三に掲げる限度

並びに第三十五条第一項		
(加工施設等における作業規程)		
第四十一条の十一 事業者は、加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。第五十二条の六第一項において同じ。）、再処理施設（同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。第五十二条の六第一項において同じ。）又は使用施設等（同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）をいう。第五十二条の六第一項において同じ。）の管理区域内において核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）若しくは使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）又はこれらによつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。		
一 加工施設、再処理施設又は使用施設等に係る設備の操作		
二 安全装置及び自動警報装置の調整		
三 核燃料物質による偶発的な臨界を防止するための措置		
四 作業の方法及び順序		
五 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置		
六 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置		
七 異常な事態が発生した場合における応急の措置		
八 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置		
2 事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について、関係労働者（同項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、関係労働者及び当該請負人）に周知させなければならない。		
(原子炉施設における作業規程)		
第四十一条の十二 事業者は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設及び同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。第五十二条の七第一項において同じ。）の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。		
一 作業の方法及び順序		
二 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置		
三 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置		
四 異常な事態が発生した場合における応急の措置		
五 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置		
2 事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について、関係労働者（同項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、関係労働者及び当該請負人）に周知させなければならない。		
(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程)		
第四十一条の十三 事業者は、事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業を行うときは、当該作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。		
一 事故由来廃棄物等の処分に係る各設備の操作		
二 安全装置及び自動警報装置の調整		
三 作業の方法及び順序		
四 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置		
五 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置		
六 異常な事態が発生した場合における応急の措置		

第二項及び第三十五条第一項		
(加工施設等における作業規程)		
第四十一条の十一 事業者は、加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。第五十二条の六第一項において同じ。）、再処理施設（同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。第五十二条の六第一項において同じ。）又は使用施設等（同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）をいう。第五十二条の六第一項において同じ。）の管理区域内において核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）若しくは使用済燃料（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）又はこれらによつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。		
一 加工施設、再処理施設又は使用施設等に係る設備の操作		
二 安全装置及び自動警報装置の調整		
三 核燃料物質による偶発的な臨界を防止するための措置		
四 作業の方法及び順序		
五 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置		
六 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置		
七 異常な事態が発生した場合における応急の措置		
八 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置		
2 事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。		
(原子炉施設における作業規程)		
第四十一条の十二 事業者は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第二項第五号に規定する試験研究用等原子炉施設及び同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。第五十二条の七第一項において同じ。）の管理区域内において、核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによつて汚染された物を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。		
一 作業の方法及び順序		
二 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置		
三 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置		
四 異常な事態が発生した場合における応急の措置		
五 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置		
2 事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。		
(事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程)		
第四十一条の十三 事業者は、事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業を行うときは、当該作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。		
一 事故由来廃棄物等の処分に係る各設備の操作		
二 安全装置及び自動警報装置の調整		
三 作業の方法及び順序		
四 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置		
五 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置		
六 異常な事態が発生した場合における応急の措置		

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置
二 事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について、関係労働者（同項の作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、関係労働者及び当該請負人）に周知させなければならない。
（退避）
第四十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、その事故によつて受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、作業に従事する者を退避させなければならない。
一 第三条の二第一項の規定により設けられた遮蔽物が放射性物質の取扱い中に破損した場合又は放射線の照射中に破損し、かつ、その照射を直ちに停止することが困難な場合
二 第三条の二第一項の規定により設けられた局所排気装置又は発散源を密閉する設備が故障、破損等によりその機能を失つた場合
三 放射性物質が多量に漏れ、こぼれ、又は逸散した場合
四 放射性物質を装備している機器の放射線源が線源容器から脱落した場合又は放射線源送出し装置若しくは放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の故障により線源容器の外に送り出した放射線源を線源容器に収納することができなくなつた場合
五 前各号に掲げる場合のほか、不測の事態が生じた場合
二 事業者は、前項の区域を標識によつて明示しなければならない。
三 事業者は、作業に従事する者を第一項の区域に立ち入らせてはならない。ただし、緊急作業に従事する者については、この限りでない。
（診察等）
第四十四条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する労働者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。
一 第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生したとき同項の区域内にいた者
二 第四条第一項又は第五条第一項に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者
三 放射性物質を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取した者
四 洗身等により汚染を別表第三に掲げる限度の十分の一（第四十一条の十第二項に規定する場合にあつては、別表第三に掲げる限度）以下にすることができない者
五 傷創部が汚染された者
二 事業者は、前項各号のいずれかに該当する労働者があるときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
三 事業者は、放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下この項及び次条第四項において「放射線業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、放射線業務等に従事する者が第一項各号のいずれかに該当するときは、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。
（事故に関する測定及び記録）
第四十五条 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じたときは、労働者がその区域内にいたことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた実効線量、眼の水晶体及び皮膚の等価線量並びに次の事項を記録し、これを五年間保存しなければならない。
一 事故の発生した日時及び場所
二 事故の原因及び状況
三 放射線による障害の発生状況
四 事業者が採つた応急の措置
二 事業者は、前項に規定する労働者で、同項の実効線量又は等価線量が明らかでないものについては、第四十二条第一項の区域内の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定し、その結果に基づいて、計算により前項の実効線量又は等価線量を算出しなければならない。
三 前項の線量当量率は、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる。
四 事業者は、放射線業務等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第一項に規定する区域が生じた場合であつて、放射線業務等に従事する者がその区域内にいた

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置
二 事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について関係労働者に周知させなければならない。
（退避）
第四十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する事故が発生したときは、その事故によつて受ける実効線量が十五ミリシーベルトを超えるおそれのある区域から、直ちに、労働者を退避させなければならない。
一 第三条の二第一項の規定により設けられた遮へい物が放射性物質の取扱い中に破損した場合又は放射線の照射中に破損し、かつ、その照射を直ちに停止することが困難な場合
二 第三条の二第一項の規定により設けられた局所排気装置又は発散源を密閉する設備が故障、破損等によりその機能を失つた場合
三 放射性物質が多量にもれ、こぼれ、又は逸散した場合
四 放射性物質を装備している機器の放射線源が線源容器から脱落した場合又は放射線源送出し装置若しくは放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の故障により線源容器の外に送り出した放射線源を線源容器に収納することができなくなつた場合
五 前各号に掲げる場合のほか、不測の事態が生じた場合
二 事業者は、前項の区域を標識によつて明示しなければならない。
三 事業者は、労働者を第一項の区域に立ち入らせてはならない。ただし、緊急作業に従事させる労働者については、この限りでない。
（診察等）
第四十四条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する労働者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。
一 第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生したとき同項の区域内にいた者
二 第四条第一項又は第五条に規定する限度を超えて実効線量又は等価線量を受けた者
三 放射性物質を誤つて吸入摂取し、又は経口摂取した者
四 洗身等により汚染を別表第三に掲げる限度の十分の一（第四十一条の十第二項に規定する場合にあつては、別表第三に掲げる限度）以下にすることができない者
五 傷創部が汚染された者
二 事業者は、前項各号のいずれかに該当する労働者があるときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
（事故に関する測定及び記録）
第四十五条 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じたときは、労働者がその区域内にいたことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた実効線量、目の水晶体及び皮膚の等価線量並びに次の事項を記録し、これを五年間保存しなければならない。
一 事故の発生した日時及び場所
二 事故の原因及び状況
三 放射線による障害の発生状況
四 事業者が採つた応急の措置
二 事業者は、前項に規定する労働者で、同項の実効線量又は等価線量が明らかでないものについては、第四十二条第一項の区域内の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定し、その結果に基づいて、計算により前項の実効線量又は等価線量を算出しなければならない。
三 前項の線量当量率は、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる。

ことによつて、又は緊急作業に従事したことによつて受けた同項の実効線量又は等価線量が明らかでないときは、第四十二条第一項の区域内の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度を放射線測定器を用いて測定し、その結果に基づいて、計算により第一項の実効線量又は等価線量を算出する必要がある旨を周知させなければならない。	
5 事業者は、前項の請負人に対し、同項の線量当量率を放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる旨を周知させなければならない。	
(ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務)	
第五十二条の三 事業者は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者に次の事項を行わせなければならない。	
一 第三条第一項又は第十八条第四項の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。	
二 作業の開始前に、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の機能の点検を行うこと。	
三 伝送管の移動が第十八条の四第一号の規定に適合して行われているかどうか及び放射線源の取出しが第十八条の三の規定に適合して行われているかどうかについて確認すること。	
四 照射開始前及び照射中に、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。	
五 第十七条第一項の措置が同項の規定に適合して講じられているかどうか及び第八条第三項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。	
六 第十八条の二の措置を講ずること。	
七 第十八条の四第二号の措置を講ずること。	
八 前二号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。	
九 作業中、放射線測定器を用いて放射線源の位置、遮蔽の状況等について点検すること。	
十 第十九条第一項の点検をすること。	
十一 第四十二条第一項第四号に掲げる事故が発生した場合、同条に定める措置を講じ、かつ、当該事故が発生した旨を事業者に報告すること。	
十二 第四十二条第一項第四号に掲げる事故が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業を行うときは、第十八条の十第一項の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けること。	
(線量当量率等の測定等)	
第五十四条 事業者は、前条第一号の管理区域について、一月以内（放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法及び遮蔽物の位置が一定しているとき、又は三・セシウム以下 ^{かん} の放射性物質を装備している機器を使用するときは、六月以内）ごとに一回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を放射線測定器を用いて測定し、その都度、次の事項を記録し、これを五年間保存しなければならない。	
一 測定日時	
二 測定方法	
三 放射線測定器の種類、型式及び性能	
四 測定箇所	
五 測定条件	
六 測定結果	
七 測定を実施した者の氏名	
八 測定結果に基づいて実施した措置の概要	
2 前項の線量当量率又は線量当量は、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる。	
3 第一項の測定又は前項の計算は、一センチメートル線量当量率又は一センチメートル線量当量について行うものとする。ただし、前条第一号の管理区域のうち、七十マイクロメートル線量当量率が一センチメートル線量当量率の十倍を超えるおそれがある場所又は七十マ	
(ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務)	
第五十二条の三 事業者は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者に次の事項を行わせなければならない。	
一 第三条第一項又は第十八条第四項の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。	
二 作業の開始前に、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の機能の点検を行うこと。	
三 伝送管の移動が第十八条の四第一号の規定に適合して行われているかどうか及び放射線源の取出しが第十八条の三の規定に適合して行われているかどうかについて確認すること。	
四 照射開始前及び照射中に、第十八条第一項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。	
五 第十七条第一項の措置が同項の規定に適合して講じられているかどうか及び第八条第三項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。	
六 第十八条の二の措置を講ずること。	
七 第十八条の四第二号の措置を講ずること。	
八 前二号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。	
九 作業中、放射線測定器を用いて放射線源の位置、遮へいの状況等について点検すること。	
十 第十九条第一項の点検をすること。	
十一 第四十二条第一項第四号に掲げる事故が発生した場合、同条に定める措置を講じ、かつ、当該事故が発生した旨を事業者に報告すること。	
十二 第四十二条第一項第四号に掲げる事故が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業を行うときは、第十八条の十の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けること。	
(線量当量率等の測定等)	
第五十四条 事業者は、前条第一号の管理区域について、一月以内（放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法及び遮へい物の位置が一定しているとき、又は三・セシウム以下 ^{かん} の放射性物質を装備している機器を使用するときは、六月以内）ごとに一回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を放射線測定器を用いて測定し、その都度、次の事項を記録し、これを五年間保存しなければならない。	
一 測定日時	
二 測定方法	
三 放射線測定器の種類、型式及び性能	
四 測定箇所	
五 測定条件	
六 測定結果	
七 測定を実施した者の氏名	
八 測定結果に基づいて実施した措置の概要	
2 前項の線量当量率又は線量当量は、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難なときは、同項の規定にかかわらず、計算により算出することができる。	
3 第一項の測定又は前項の計算は、一センチメートル線量当量率又は一センチメートル線量当量について行うものとする。ただし、前条第一号の管理区域のうち、七十マイクロメートル線量当量率が一センチメートル線量当量率の十倍を超えるおそれがある場所又は七十マ	

マイクロメートル線量当量がセンチメートル線量当量の十倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ七十マイクロメートル線量当量率又は七十マイクロメートル線量当量について行うものとする。

4 事業者は、第一項の測定又は第二項の計算による結果を、見やすい場所に掲示する等の方法によつて、管理区域に立ち入る者に周知させなければならない。

(準用)

第六十二条 第三条第四項（第十五条第三項、第二十二條第二項、第三十三條第三項、第三十六條第二項、第四十一條の四第二項及び第四十一條の八第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項**から第五項まで**、第八条、第九条、第十八条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条**第一項から第三項まで**、第三十二条**第一項及び第二項**、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第三十五條第一項（これらの規定を第四十一條の九（第四十一條の十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十六條第一項、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十一條の二**第一項**（これらの規定を第四十一條の九において準用する場合を含む。）、第四十一條の六第一項、第四十一條の七第一項、第四十一條の八第一項、第四十二條第一項及び第三項、第四十四條、第四十五條、第五十九條の二並びに第六十一條の二第一項の規定は、放射線業務を行う事業場内において放射線業務以外の業務を行う事業の事業者（除染則第二条第一項の事業者を除く。）及びその使用する労働者に準用する。

別表第1（第2条関係）

第1欄		第2欄	第3欄
放射性同位元素の種類		数量（B q）	濃度（B q／g）
核種	化学形等		
³ H		1×10 ⁹	1×10 ⁶
⁷ Be		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁰ Be		1×10 ⁶	1×10 ⁴
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物	1×10 ⁹	1×10 ¹
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴ C	一酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁸
¹⁴ C	二酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁷
¹⁴ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁷	1×10 ⁴
¹³ N		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁵ O		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁸ F		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹ Ne		1×10 ⁹	1×10 ²
²² Na		1×10 ⁶	1×10 ¹
²⁴ Na		1×10 ⁵	1×10 ¹
²⁸ Mg	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
²⁶ Al		1×10 ⁵	1×10 ¹
³¹ Si		1×10 ⁶	1×10 ³
³² Si		1×10 ⁶	1×10 ³
³² P		1×10 ⁵	1×10 ³
³³ P		1×10 ⁸	1×10 ⁵
³⁵ S	蒸気	1×10 ⁹	1×10 ⁶

マイクロメートル線量当量がセンチメートル線量当量の十倍を超えるおそれのある場所においては、それぞれ七十マイクロメートル線量当量率又は七十マイクロメートル線量当量について行うものとする。

4 事業者は、第一項の測定又は第二項の計算による結果を、見やすい場所に掲示する等の方法によつて、管理区域に立ち入る**労働者**に周知させなければならない。

(準用)

第六十二条 第三条第四項（第十五条第三項、第二十二條第二項、第三十三條第三項、第三十六條第二項、第四十一條の四第二項及び第四十一條の八第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項、第八条、第九条、第十八条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第三十五條第一項（これらの規定を第四十一條の九（第四十一條の十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三十六條第一項、第三十八條、第三十九條、第四十一條、第四十一條の二（これらの規定を第四十一條の九において準用する場合を含む。）、第四十一條の六第一項、第四十一條の七第一項、第四十一條の八第一項、第四十二條第一項及び第三項、第四十四條、第四十五條**第一項、第五十四條第四項、第五十九**條の二並びに第六十一條の二第一項の規定は、放射線業務を行う事業場内において放射線業務以外の業務を行う事業の事業者（除染則第二条第一項の事業者を除く。）及びその使用する労働者に準用する。

別表第1（第2条関係）

第1欄		第2欄	第3欄
放射性同位元素の種類		数量（B q）	濃度（B q／g）
核種	化学形等		
³ H		1×10 ⁹	1×10 ⁶
⁷ Be		1×10 ⁷	1×10 ³
¹⁰ Be		1×10 ⁶	1×10 ⁴
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物	1×10 ⁹	1×10 ¹
¹¹ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁴ C	一酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁸
¹⁴ C	二酸化物	1×10 ¹¹	1×10 ⁷
¹⁴ C	一酸化物及び二酸化物以外のもの	1×10 ⁷	1×10 ⁴
¹³ N		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁵ O		1×10 ⁹	1×10 ²
¹⁸ F		1×10 ⁶	1×10 ¹
¹⁹ Ne		1×10 ⁹	1×10 ²
²² Na		1×10 ⁶	1×10 ¹
²⁴ Na		1×10 ⁵	1×10 ¹
²⁸ Mg	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10 ⁵	1×10 ¹
²⁶ Al		1×10 ⁵	1×10 ¹
³¹ Si		1×10 ⁶	1×10 ³
³² Si		1×10 ⁶	1×10 ³
³² P		1×10 ⁵	1×10 ³
³³ P		1×10 ⁸	1×10 ⁵
³⁵ S	蒸気	1×10 ⁹	1×10 ⁶

^{35}S	蒸気以外のもの	1×10^8	1×10^5
^{36}Cl		1×10^6	1×10^4
^{38}Cl		1×10^5	1×10^1
^{39}Cl		1×10^5	1×10^1
^{37}Ar		1×10^8	1×10^6
^{39}Ar		1×10^4	1×10^7
^{41}Ar		1×10^9	1×10^2
^{40}K		1×10^6	1×10^2
^{42}K		1×10^6	1×10^2
^{43}K		1×10^6	1×10^1
^{44}K		1×10^5	1×10^1
^{45}K		1×10^5	1×10^1
^{41}Ca		1×10^7	1×10^5
^{45}Ca		1×10^7	1×10^4
^{47}Ca		1×10^6	1×10^1
^{43}Sc		1×10^6	1×10^1
^{44}Sc		1×10^5	1×10^1
$^{44\text{m}}\text{Sc}$		1×10^7	1×10^2
^{46}Sc		1×10^6	1×10^1
^{47}Sc		1×10^6	1×10^2
^{48}Sc		1×10^5	1×10^1
^{49}Sc		1×10^5	1×10^3
^{44}Ti	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^1
^{45}Ti		1×10^6	1×10^1
^{47}V		1×10^5	1×10^1
^{48}V		1×10^5	1×10^1
^{49}V		1×10^7	1×10^4
^{48}Cr		1×10^6	1×10^2
^{49}Cr		1×10^6	1×10^1
^{51}Cr		1×10^7	1×10^3
^{51}Mn		1×10^5	1×10^1
^{52}Mn		1×10^5	1×10^1
$^{52\text{m}}\text{Mn}$		1×10^5	1×10^1

^{35}S	蒸気以外のもの	1×10^8	1×10^5
^{36}Cl		1×10^6	1×10^4
^{38}Cl		1×10^5	1×10^1
^{39}Cl		1×10^5	1×10^1
^{37}Ar		1×10^8	1×10^6
^{39}Ar		1×10^4	1×10^7
^{41}Ar		1×10^9	1×10^2
^{40}K		1×10^6	1×10^2
^{42}K		1×10^6	1×10^2
^{43}K		1×10^6	1×10^1
^{44}K		1×10^5	1×10^1
^{45}K		1×10^5	1×10^1
^{41}Ca		1×10^7	1×10^5
^{45}Ca		1×10^7	1×10^4
^{47}Ca		1×10^6	1×10^1
^{43}Sc		1×10^6	1×10^1
^{44}Sc		1×10^5	1×10^1
$^{44\text{m}}\text{Sc}$		1×10^7	1×10^2
^{46}Sc		1×10^6	1×10^1
^{47}Sc		1×10^6	1×10^2
^{48}Sc		1×10^5	1×10^1
^{49}Sc		1×10^5	1×10^3
^{44}Ti	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^1
^{45}Ti		1×10^6	1×10^1
^{47}V		1×10^5	1×10^1
^{48}V		1×10^5	1×10^1
^{49}V		1×10^7	1×10^4
^{48}Cr		1×10^6	1×10^2
^{49}Cr		1×10^6	1×10^1
^{51}Cr		1×10^7	1×10^3
^{51}Mn		1×10^5	1×10^1
^{52}Mn		1×10^5	1×10^1
$^{52\text{m}}\text{Mn}$		1×10^5	1×10^1

^{53}Mn		1×10^9	1×10^4
^{54}Mn		1×10^6	1×10^1
^{56}Mn		1×10^5	1×10^1
^{52}Fe		1×10^6	1×10^1
^{55}Fe		1×10^6	1×10^4
^{59}Fe		1×10^6	1×10^1
^{60}Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^2
^{55}Co		1×10^6	1×10^1
^{56}Co		1×10^5	1×10^1
^{57}Co		1×10^6	1×10^2
^{58}Co		1×10^6	1×10^1
$^{58\text{m}}\text{Co}$		1×10^7	1×10^4
^{60}Co		1×10^5	1×10^1
$^{60\text{m}}\text{Co}$		1×10^6	1×10^3
^{61}Co		1×10^6	1×10^2
$^{62\text{m}}\text{Co}$		1×10^5	1×10^1
^{56}Ni		1×10^6	1×10^1
^{57}Ni		1×10^6	1×10^1
^{59}Ni		1×10^8	1×10^4
^{63}Ni		1×10^8	1×10^5
^{65}Ni		1×10^6	1×10^1
^{66}Ni		1×10^7	1×10^4
^{60}Cu		1×10^5	1×10^1
^{61}Cu		1×10^6	1×10^1
^{64}Cu		1×10^6	1×10^2
^{67}Cu		1×10^6	1×10^2
^{62}Zn		1×10^6	1×10^2
^{63}Zn		1×10^5	1×10^1
^{65}Zn		1×10^6	1×10^1
^{69}Zn		1×10^6	1×10^4
$^{69\text{m}}\text{Zn}$		1×10^6	1×10^2
$^{71\text{m}}\text{Zn}$		1×10^6	1×10^1
^{72}Zn		1×10^6	1×10^2

^{53}Mn		1×10^9	1×10^4
^{54}Mn		1×10^6	1×10^1
^{56}Mn		1×10^5	1×10^1
^{52}Fe		1×10^6	1×10^1
^{55}Fe		1×10^6	1×10^4
^{59}Fe		1×10^6	1×10^1
^{60}Fe	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^2
^{55}Co		1×10^6	1×10^1
^{56}Co		1×10^5	1×10^1
^{57}Co		1×10^6	1×10^2
^{58}Co		1×10^6	1×10^1
$^{58\text{m}}\text{Co}$		1×10^7	1×10^4
^{60}Co		1×10^5	1×10^1
$^{60\text{m}}\text{Co}$		1×10^6	1×10^3
^{61}Co		1×10^6	1×10^2
$^{62\text{m}}\text{Co}$		1×10^5	1×10^1
^{56}Ni		1×10^6	1×10^1
^{57}Ni		1×10^6	1×10^1
^{59}Ni		1×10^8	1×10^4
^{63}Ni		1×10^8	1×10^5
^{65}Ni		1×10^6	1×10^1
^{66}Ni		1×10^7	1×10^4
^{60}Cu		1×10^5	1×10^1
^{61}Cu		1×10^6	1×10^1
^{64}Cu		1×10^6	1×10^2
^{67}Cu		1×10^6	1×10^2
^{62}Zn		1×10^6	1×10^2
^{63}Zn		1×10^5	1×10^1
^{65}Zn		1×10^6	1×10^1
^{69}Zn		1×10^6	1×10^4
$^{69\text{m}}\text{Zn}$		1×10^6	1×10^2
$^{71\text{m}}\text{Zn}$		1×10^6	1×10^1
^{72}Zn		1×10^6	1×10^2

^{65}Ga		1×10^5	1×10^1
^{66}Ga		1×10^5	1×10^1
^{67}Ga		1×10^6	1×10^2
^{68}Ga		1×10^5	1×10^1
^{70}Ga		1×10^6	1×10^3
^{72}Ga		1×10^5	1×10^1
^{73}Ga		1×10^6	1×10^2
^{66}Ge		1×10^6	1×10^1
^{67}Ge		1×10^5	1×10^1
^{68}Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^1
^{69}Ge		1×10^6	1×10^1
^{71}Ge		1×10^8	1×10^4
^{75}Ge		1×10^6	1×10^3
^{77}Ge		1×10^5	1×10^1
^{78}Ge		1×10^6	1×10^2
^{69}As		1×10^5	1×10^1
^{70}As		1×10^5	1×10^1
^{71}As		1×10^6	1×10^1
^{72}As		1×10^5	1×10^1
^{73}As		1×10^7	1×10^3
^{74}As		1×10^6	1×10^1
^{76}As		1×10^5	1×10^2
^{77}As		1×10^6	1×10^3
^{78}As		1×10^5	1×10^1
^{70}Se		1×10^6	1×10^1
^{73}Se		1×10^6	1×10^1
$^{73\text{m}}\text{Se}$		1×10^6	1×10^2
^{75}Se		1×10^6	1×10^2
^{79}Se		1×10^7	1×10^4
^{81}Se		1×10^6	1×10^3
$^{81\text{m}}\text{Se}$		1×10^7	1×10^3
^{83}Se		1×10^5	1×10^1
^{74}Br		1×10^5	1×10^1

^{65}Ga		1×10^5	1×10^1
^{66}Ga		1×10^5	1×10^1
^{67}Ga		1×10^6	1×10^2
^{68}Ga		1×10^5	1×10^1
^{70}Ga		1×10^6	1×10^3
^{72}Ga		1×10^5	1×10^1
^{73}Ga		1×10^6	1×10^2
^{66}Ge		1×10^6	1×10^1
^{67}Ge		1×10^5	1×10^1
^{68}Ge	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^1
^{69}Ge		1×10^6	1×10^1
^{71}Ge		1×10^8	1×10^4
^{75}Ge		1×10^6	1×10^3
^{77}Ge		1×10^5	1×10^1
^{78}Ge		1×10^6	1×10^2
^{69}As		1×10^5	1×10^1
^{70}As		1×10^5	1×10^1
^{71}As		1×10^6	1×10^1
^{72}As		1×10^5	1×10^1
^{73}As		1×10^7	1×10^3
^{74}As		1×10^6	1×10^1
^{76}As		1×10^5	1×10^2
^{77}As		1×10^6	1×10^3
^{78}As		1×10^5	1×10^1
^{70}Se		1×10^6	1×10^1
^{73}Se		1×10^6	1×10^1
$^{73\text{m}}\text{Se}$		1×10^6	1×10^2
^{75}Se		1×10^6	1×10^2
^{79}Se		1×10^7	1×10^4
^{81}Se		1×10^6	1×10^3
$^{81\text{m}}\text{Se}$		1×10^7	1×10^3
^{83}Se		1×10^5	1×10^1
^{74}Br		1×10^5	1×10^1

$^{74\text{m}}\text{Br}$		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{75}Br		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{76}Br		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{77}Br		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{80}Br		1×10^{-5}	1×10^{-2}
$^{80\text{m}}\text{Br}$		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{82}Br		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{83}Br		1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{84}Br		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{74}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{76}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{77}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{79}Kr		1×10^{-5}	1×10^{-3}
^{81}Kr		1×10^{-7}	1×10^{-4}
$^{81\text{m}}\text{Kr}$		1×10^{-10}	1×10^{-3}
$^{83\text{m}}\text{Kr}$		1×10^{-12}	1×10^{-5}
^{85}Kr		1×10^{-4}	1×10^{-5}
$^{85\text{m}}\text{Kr}$		1×10^{-10}	1×10^{-3}
^{87}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{88}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{79}Rb		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{81}Rb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
$^{81\text{m}}\text{Rb}$		1×10^{-7}	1×10^{-3}
$^{82\text{m}}\text{Rb}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{83}Rb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{84}Rb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{86}Rb		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{87}Rb		1×10^{-7}	1×10^{-4}
^{88}Rb		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{89}Rb		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{80}Sr		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{81}Sr		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{82}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}

$^{74\text{m}}\text{Br}$		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{75}Br		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{76}Br		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{77}Br		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{80}Br		1×10^{-5}	1×10^{-2}
$^{80\text{m}}\text{Br}$		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{82}Br		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{83}Br		1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{84}Br		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{74}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{76}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{77}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{79}Kr		1×10^{-5}	1×10^{-3}
^{81}Kr		1×10^{-7}	1×10^{-4}
$^{81\text{m}}\text{Kr}$		1×10^{-10}	1×10^{-3}
$^{83\text{m}}\text{Kr}$		1×10^{-12}	1×10^{-5}
^{85}Kr		1×10^{-4}	1×10^{-5}
$^{85\text{m}}\text{Kr}$		1×10^{-10}	1×10^{-3}
^{87}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{88}Kr		1×10^{-9}	1×10^{-2}
^{79}Rb		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{81}Rb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
$^{81\text{m}}\text{Rb}$		1×10^{-7}	1×10^{-3}
$^{82\text{m}}\text{Rb}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{83}Rb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{84}Rb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{86}Rb		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{87}Rb		1×10^{-7}	1×10^{-4}
^{88}Rb		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{89}Rb		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{80}Sr		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{81}Sr		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{82}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}

^{83}Sr		1×10^6	1×10^1
^{85}Sr		1×10^6	1×10^2
$^{85\text{m}}\text{Sr}$		1×10^7	1×10^2
$^{87\text{m}}\text{Sr}$		1×10^6	1×10^2
^{89}Sr		1×10^6	1×10^3
^{90}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^4	1×10^2
^{91}Sr		1×10^5	1×10^1
^{92}Sr		1×10^6	1×10^1
^{86}Y		1×10^5	1×10^1
$^{86\text{m}}\text{Y}$		1×10^7	1×10^2
^{87}Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{88}Y		1×10^6	1×10^1
^{90}Y		1×10^5	1×10^3
$^{90\text{m}}\text{Y}$		1×10^6	1×10^1
^{91}Y		1×10^6	1×10^3
$^{91\text{m}}\text{Y}$		1×10^6	1×10^2
^{92}Y		1×10^5	1×10^2
^{93}Y		1×10^5	1×10^2
^{94}Y		1×10^5	1×10^1
^{95}Y		1×10^5	1×10^1
^{86}Zr		1×10^7	1×10^2
^{88}Zr		1×10^6	1×10^2
^{89}Zr		1×10^6	1×10^1
^{93}Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^7	1×10^3
^{95}Zr		1×10^6	1×10^1
^{97}Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^1
^{88}Nb		1×10^5	1×10^1
^{89}Nb		1×10^5	1×10^1
^{90}Nb		1×10^5	1×10^1
$^{93\text{m}}\text{Nb}$		1×10^7	1×10^4
^{94}Nb		1×10^6	1×10^1
^{95}Nb		1×10^6	1×10^1
$^{95\text{m}}\text{Nb}$		1×10^7	1×10^2

^{83}Sr		1×10^6	1×10^1
^{85}Sr		1×10^6	1×10^2
$^{85\text{m}}\text{Sr}$		1×10^7	1×10^2
$^{87\text{m}}\text{Sr}$		1×10^6	1×10^2
^{89}Sr		1×10^6	1×10^3
^{90}Sr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^4	1×10^2
^{91}Sr		1×10^5	1×10^1
^{92}Sr		1×10^6	1×10^1
^{86}Y		1×10^5	1×10^1
$^{86\text{m}}\text{Y}$		1×10^7	1×10^2
^{87}Y	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{88}Y		1×10^6	1×10^1
^{90}Y		1×10^5	1×10^3
$^{90\text{m}}\text{Y}$		1×10^6	1×10^1
^{91}Y		1×10^6	1×10^3
$^{91\text{m}}\text{Y}$		1×10^6	1×10^2
^{92}Y		1×10^5	1×10^2
^{93}Y		1×10^5	1×10^2
^{94}Y		1×10^5	1×10^1
^{95}Y		1×10^5	1×10^1
^{86}Zr		1×10^7	1×10^2
^{88}Zr		1×10^6	1×10^2
^{89}Zr		1×10^6	1×10^1
^{93}Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^7	1×10^3
^{95}Zr		1×10^6	1×10^1
^{97}Zr	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^1
^{88}Nb		1×10^5	1×10^1
^{89}Nb		1×10^5	1×10^1
^{90}Nb		1×10^5	1×10^1
$^{93\text{m}}\text{Nb}$		1×10^7	1×10^4
^{94}Nb		1×10^6	1×10^1
^{95}Nb		1×10^6	1×10^1
$^{95\text{m}}\text{Nb}$		1×10^7	1×10^2

^{96}Nb		1×10^5	1×10^1
^{97}Nb		1×10^6	1×10^1
^{98}Nb		1×10^5	1×10^1
^{90}Mo		1×10^6	1×10^1
^{93}Mo		1×10^8	1×10^3
$^{93\text{m}}\text{Mo}$		1×10^6	1×10^1
^{99}Mo		1×10^6	1×10^2
^{101}Mo		1×10^6	1×10^1
^{93}Tc		1×10^6	1×10^1
$^{93\text{m}}\text{Tc}$		1×10^6	1×10^1
^{94}Tc		1×10^6	1×10^1
$^{94\text{m}}\text{Tc}$		1×10^5	1×10^1
^{95}Tc		1×10^6	1×10^1
$^{95\text{m}}\text{Tc}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{96}Tc		1×10^6	1×10^1
$^{96\text{m}}\text{Tc}$		1×10^7	1×10^3
^{97}Tc		1×10^8	1×10^3
$^{97\text{m}}\text{Tc}$		1×10^7	1×10^3
^{98}Tc		1×10^6	1×10^1
^{99}Tc		1×10^7	1×10^4
$^{99\text{m}}\text{Tc}$		1×10^7	1×10^2
^{101}Tc		1×10^6	1×10^2
^{104}Tc		1×10^5	1×10^1
^{94}Ru		1×10^6	1×10^2
^{97}Ru		1×10^7	1×10^2
^{103}Ru		1×10^6	1×10^2
^{105}Ru		1×10^6	1×10^1
^{106}Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^2
^{99}Rh		1×10^6	1×10^1
$^{99\text{m}}\text{Rh}$		1×10^6	1×10^1
^{100}Rh		1×10^6	1×10^1
^{101}Rh		1×10^7	1×10^2
$^{101\text{m}}\text{Rh}$		1×10^7	1×10^2

^{96}Nb		1×10^5	1×10^1
^{97}Nb		1×10^6	1×10^1
^{98}Nb		1×10^5	1×10^1
^{90}Mo		1×10^6	1×10^1
^{93}Mo		1×10^8	1×10^3
$^{93\text{m}}\text{Mo}$		1×10^6	1×10^1
^{99}Mo		1×10^6	1×10^2
^{101}Mo		1×10^6	1×10^1
^{93}Tc		1×10^6	1×10^1
$^{93\text{m}}\text{Tc}$		1×10^6	1×10^1
^{94}Tc		1×10^6	1×10^1
$^{94\text{m}}\text{Tc}$		1×10^5	1×10^1
^{95}Tc		1×10^6	1×10^1
$^{95\text{m}}\text{Tc}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{96}Tc		1×10^6	1×10^1
$^{96\text{m}}\text{Tc}$		1×10^7	1×10^3
^{97}Tc		1×10^8	1×10^3
$^{97\text{m}}\text{Tc}$		1×10^7	1×10^3
^{98}Tc		1×10^6	1×10^1
^{99}Tc		1×10^7	1×10^4
$^{99\text{m}}\text{Tc}$		1×10^7	1×10^2
^{101}Tc		1×10^6	1×10^2
^{104}Tc		1×10^5	1×10^1
^{94}Ru		1×10^6	1×10^2
^{97}Ru		1×10^7	1×10^2
^{103}Ru		1×10^6	1×10^2
^{105}Ru		1×10^6	1×10^1
^{106}Ru	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^2
^{99}Rh		1×10^6	1×10^1
$^{99\text{m}}\text{Rh}$		1×10^6	1×10^1
^{100}Rh		1×10^6	1×10^1
^{101}Rh		1×10^7	1×10^2
$^{101\text{m}}\text{Rh}$		1×10^7	1×10^2

^{102}Rh		1×10^6	1×10^1
$^{102\text{m}}\text{Rh}$		1×10^6	1×10^2
$^{103\text{m}}\text{Rh}$		1×10^8	1×10^4
^{105}Rh		1×10^7	1×10^2
$^{106\text{m}}\text{Rh}$		1×10^5	1×10^1
^{107}Rh		1×10^6	1×10^2
^{100}Pd		1×10^7	1×10^2
^{101}Pd		1×10^6	1×10^2
^{103}Pd		1×10^8	1×10^3
^{107}Pd		1×10^8	1×10^5
^{109}Pd		1×10^6	1×10^3
^{102}Ag		1×10^5	1×10^1
^{103}Ag		1×10^6	1×10^1
^{104}Ag		1×10^6	1×10^1
$^{104\text{m}}\text{Ag}$		1×10^6	1×10^1
^{105}Ag		1×10^6	1×10^2
^{106}Ag		1×10^6	1×10^1
$^{106\text{m}}\text{Ag}$		1×10^6	1×10^1
$^{108\text{m}}\text{Ag}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
$^{110\text{m}}\text{Ag}$		1×10^6	1×10^1
^{111}Ag		1×10^6	1×10^3
^{112}Ag		1×10^5	1×10^1
^{115}Ag		1×10^5	1×10^1
^{104}Cd		1×10^7	1×10^2
^{107}Cd		1×10^7	1×10^3
^{109}Cd		1×10^6	1×10^4
^{113}Cd		1×10^6	1×10^3
$^{113\text{m}}\text{Cd}$		1×10^6	1×10^3
^{115}Cd		1×10^6	1×10^2
$^{115\text{m}}\text{Cd}$		1×10^6	1×10^3
^{117}Cd		1×10^6	1×10^1
$^{117\text{m}}\text{Cd}$		1×10^6	1×10^1
^{109}In		1×10^6	1×10^1

^{102}Rh		1×10^6	1×10^1
$^{102\text{m}}\text{Rh}$		1×10^6	1×10^2
$^{103\text{m}}\text{Rh}$		1×10^8	1×10^4
^{105}Rh		1×10^7	1×10^2
$^{106\text{m}}\text{Rh}$		1×10^5	1×10^1
^{107}Rh		1×10^6	1×10^2
^{100}Pd		1×10^7	1×10^2
^{101}Pd		1×10^6	1×10^2
^{103}Pd		1×10^8	1×10^3
^{107}Pd		1×10^8	1×10^5
^{109}Pd		1×10^6	1×10^3
^{102}Ag		1×10^5	1×10^1
^{103}Ag		1×10^6	1×10^1
^{104}Ag		1×10^6	1×10^1
$^{104\text{m}}\text{Ag}$		1×10^6	1×10^1
^{105}Ag		1×10^6	1×10^2
^{106}Ag		1×10^6	1×10^1
$^{106\text{m}}\text{Ag}$		1×10^6	1×10^1
$^{108\text{m}}\text{Ag}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
$^{110\text{m}}\text{Ag}$		1×10^6	1×10^1
^{111}Ag		1×10^6	1×10^3
^{112}Ag		1×10^5	1×10^1
^{115}Ag		1×10^5	1×10^1
^{104}Cd		1×10^7	1×10^2
^{107}Cd		1×10^7	1×10^3
^{109}Cd		1×10^6	1×10^4
^{113}Cd		1×10^6	1×10^3
$^{113\text{m}}\text{Cd}$		1×10^6	1×10^3
^{115}Cd		1×10^6	1×10^2
$^{115\text{m}}\text{Cd}$		1×10^6	1×10^3
^{117}Cd		1×10^6	1×10^1
$^{117\text{m}}\text{Cd}$		1×10^6	1×10^1
^{109}In		1×10^6	1×10^1

$^{110}\text{I n}$	物理的半減期が4.90時間のもの	1×10^6	1×10^1
$^{110}\text{I n}$	物理的半減期が1.15時間のもの	1×10^5	1×10^1
$^{111}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{112}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{113\text{m}}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{114}\text{I n}$		1×10^5	1×10^3
$^{114\text{m}}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{115}\text{I n}$		1×10^5	1×10^3
$^{115\text{m}}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{116\text{m}}\text{I n}$		1×10^5	1×10^1
$^{117}\text{I n}$		1×10^6	1×10^1
$^{117\text{m}}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{119\text{m}}\text{I n}$		1×10^5	1×10^2
$^{110}\text{S n}$		1×10^7	1×10^2
$^{111}\text{S n}$		1×10^6	1×10^2
$^{113}\text{S n}$		1×10^7	1×10^3
$^{117\text{m}}\text{S n}$		1×10^6	1×10^2
$^{119\text{m}}\text{S n}$		1×10^7	1×10^3
$^{121}\text{S n}$		1×10^7	1×10^5
$^{121\text{m}}\text{S n}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^7	1×10^3
$^{123}\text{S n}$		1×10^6	1×10^3
$^{123\text{m}}\text{S n}$		1×10^6	1×10^2
$^{125}\text{S n}$		1×10^5	1×10^2
$^{126}\text{S n}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^1
$^{127}\text{S n}$		1×10^6	1×10^1
$^{128}\text{S n}$		1×10^6	1×10^1
$^{115}\text{S b}$		1×10^6	1×10^1
$^{116}\text{S b}$		1×10^6	1×10^1
$^{116\text{m}}\text{S b}$		1×10^5	1×10^1
$^{117}\text{S b}$		1×10^7	1×10^2
$^{118\text{m}}\text{S b}$		1×10^6	1×10^1
$^{119}\text{S b}$		1×10^7	1×10^3
$^{120}\text{S b}$	物理的半減期が5.76日のもの	1×10^6	1×10^1

$^{110}\text{I n}$	物理的半減期が4.90時間のもの	1×10^6	1×10^1
$^{110}\text{I n}$	物理的半減期が1.15時間のもの	1×10^5	1×10^1
$^{111}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{112}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{113\text{m}}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{114}\text{I n}$		1×10^5	1×10^3
$^{114\text{m}}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{115}\text{I n}$		1×10^5	1×10^3
$^{115\text{m}}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{116\text{m}}\text{I n}$		1×10^5	1×10^1
$^{117}\text{I n}$		1×10^6	1×10^1
$^{117\text{m}}\text{I n}$		1×10^6	1×10^2
$^{119\text{m}}\text{I n}$		1×10^5	1×10^2
$^{110}\text{S n}$		1×10^7	1×10^2
$^{111}\text{S n}$		1×10^6	1×10^2
$^{113}\text{S n}$		1×10^7	1×10^3
$^{117\text{m}}\text{S n}$		1×10^6	1×10^2
$^{119\text{m}}\text{S n}$		1×10^7	1×10^3
$^{121}\text{S n}$		1×10^7	1×10^5
$^{121\text{m}}\text{S n}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^7	1×10^3
$^{123}\text{S n}$		1×10^6	1×10^3
$^{123\text{m}}\text{S n}$		1×10^6	1×10^2
$^{125}\text{S n}$		1×10^5	1×10^2
$^{126}\text{S n}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^1
$^{127}\text{S n}$		1×10^6	1×10^1
$^{128}\text{S n}$		1×10^6	1×10^1
$^{115}\text{S b}$		1×10^6	1×10^1
$^{116}\text{S b}$		1×10^6	1×10^1
$^{116\text{m}}\text{S b}$		1×10^5	1×10^1
$^{117}\text{S b}$		1×10^7	1×10^2
$^{118\text{m}}\text{S b}$		1×10^6	1×10^1
$^{119}\text{S b}$		1×10^7	1×10^3
$^{120}\text{S b}$	物理的半減期が5.76日のもの	1×10^6	1×10^1

^{120}Sb	物理的半減期が0.265時間のもの	1×10^6	1×10^2
^{122}Sb		1×10^4	1×10^2
^{124}Sb		1×10^6	1×10^1
$^{124\text{m}}\text{Sb}$		1×10^6	1×10^2
^{125}Sb		1×10^6	1×10^2
^{126}Sb		1×10^5	1×10^1
$^{126\text{m}}\text{Sb}$		1×10^5	1×10^1
^{127}Sb		1×10^6	1×10^1
^{128}Sb		1×10^5	1×10^1
^{129}Sb		1×10^6	1×10^1
^{130}Sb		1×10^5	1×10^1
^{131}Sb		1×10^6	1×10^1
^{116}Te		1×10^7	1×10^2
^{121}Te		1×10^6	1×10^1
$^{121\text{m}}\text{Te}$		1×10^6	1×10^2
^{123}Te		1×10^6	1×10^3
$^{123\text{m}}\text{Te}$		1×10^7	1×10^2
$^{125\text{m}}\text{Te}$		1×10^7	1×10^3
^{127}Te		1×10^6	1×10^3
$^{127\text{m}}\text{Te}$		1×10^7	1×10^3
^{129}Te		1×10^6	1×10^2
$^{129\text{m}}\text{Te}$		1×10^6	1×10^3
^{131}Te		1×10^5	1×10^2
$^{131\text{m}}\text{Te}$		1×10^6	1×10^1
^{132}Te		1×10^7	1×10^2
^{133}Te		1×10^5	1×10^1
$^{133\text{m}}\text{Te}$		1×10^5	1×10^1
^{134}Te		1×10^6	1×10^1
^{120}I		1×10^5	1×10^1
$^{120\text{m}}\text{I}$		1×10^5	1×10^1
^{121}I		1×10^6	1×10^2
^{123}I		1×10^7	1×10^2
^{124}I		1×10^6	1×10^1

^{120}Sb	物理的半減期が0.265時間のもの	1×10^6	1×10^2
^{122}Sb		1×10^4	1×10^2
^{124}Sb		1×10^6	1×10^1
$^{124\text{m}}\text{Sb}$		1×10^6	1×10^2
^{125}Sb		1×10^6	1×10^2
^{126}Sb		1×10^5	1×10^1
$^{126\text{m}}\text{Sb}$		1×10^5	1×10^1
^{127}Sb		1×10^6	1×10^1
^{128}Sb		1×10^5	1×10^1
^{129}Sb		1×10^6	1×10^1
^{130}Sb		1×10^5	1×10^1
^{131}Sb		1×10^6	1×10^1
^{116}Te		1×10^7	1×10^2
^{121}Te		1×10^6	1×10^1
$^{121\text{m}}\text{Te}$		1×10^6	1×10^2
^{123}Te		1×10^6	1×10^3
$^{123\text{m}}\text{Te}$		1×10^7	1×10^2
$^{125\text{m}}\text{Te}$		1×10^7	1×10^3
^{127}Te		1×10^6	1×10^3
$^{127\text{m}}\text{Te}$		1×10^7	1×10^3
^{129}Te		1×10^6	1×10^2
$^{129\text{m}}\text{Te}$		1×10^6	1×10^3
^{131}Te		1×10^5	1×10^2
$^{131\text{m}}\text{Te}$		1×10^6	1×10^1
^{132}Te		1×10^7	1×10^2
^{133}Te		1×10^5	1×10^1
$^{133\text{m}}\text{Te}$		1×10^5	1×10^1
^{134}Te		1×10^6	1×10^1
^{120}I		1×10^5	1×10^1
$^{120\text{m}}\text{I}$		1×10^5	1×10^1
^{121}I		1×10^6	1×10^2
^{123}I		1×10^7	1×10^2
^{124}I		1×10^6	1×10^1

^{125}I		1×10^6	1×10^3
^{126}I		1×10^6	1×10^2
^{128}I		1×10^5	1×10^2
^{129}I		1×10^5	1×10^2
^{130}I		1×10^6	1×10^1
^{131}I		1×10^6	1×10^2
^{132}I		1×10^5	1×10^1
$^{132\text{m}}\text{I}$		1×10^6	1×10^2
^{133}I		1×10^6	1×10^1
^{134}I		1×10^5	1×10^1
^{135}I		1×10^6	1×10^1
^{120}Xe		1×10^9	1×10^2
^{121}Xe		1×10^9	1×10^2
^{122}Xe	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^9	1×10^2
^{123}Xe		1×10^9	1×10^2
^{125}Xe		1×10^9	1×10^3
^{127}Xe		1×10^5	1×10^3
$^{129\text{m}}\text{Xe}$		1×10^4	1×10^3
$^{131\text{m}}\text{Xe}$		1×10^4	1×10^4
^{133}Xe		1×10^4	1×10^3
$^{133\text{m}}\text{Xe}$		1×10^4	1×10^3
^{135}Xe		1×10^{10}	1×10^3
$^{135\text{m}}\text{Xe}$		1×10^9	1×10^2
^{138}Xe		1×10^9	1×10^2
^{125}Cs		1×10^4	1×10^1
^{127}Cs		1×10^5	1×10^2
^{129}Cs		1×10^5	1×10^2
^{130}Cs		1×10^6	1×10^2
^{131}Cs		1×10^6	1×10^3
^{132}Cs		1×10^5	1×10^1
^{134}Cs		1×10^4	1×10^1
$^{134\text{m}}\text{Cs}$		1×10^5	1×10^3
^{135}Cs		1×10^7	1×10^4

^{125}I		1×10^6	1×10^3
^{126}I		1×10^6	1×10^2
^{128}I		1×10^5	1×10^2
^{129}I		1×10^5	1×10^2
^{130}I		1×10^6	1×10^1
^{131}I		1×10^6	1×10^2
^{132}I		1×10^5	1×10^1
$^{132\text{m}}\text{I}$		1×10^6	1×10^2
^{133}I		1×10^6	1×10^1
^{134}I		1×10^5	1×10^1
^{135}I		1×10^6	1×10^1
^{120}Xe		1×10^9	1×10^2
^{121}Xe		1×10^9	1×10^2
^{122}Xe	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^9	1×10^2
^{123}Xe		1×10^9	1×10^2
^{125}Xe		1×10^9	1×10^3
^{127}Xe		1×10^5	1×10^3
$^{129\text{m}}\text{Xe}$		1×10^4	1×10^3
$^{131\text{m}}\text{Xe}$		1×10^4	1×10^4
^{133}Xe		1×10^4	1×10^3
$^{133\text{m}}\text{Xe}$		1×10^4	1×10^3
^{135}Xe		1×10^{10}	1×10^3
$^{135\text{m}}\text{Xe}$		1×10^9	1×10^2
^{138}Xe		1×10^9	1×10^2
^{125}Cs		1×10^4	1×10^1
^{127}Cs		1×10^5	1×10^2
^{129}Cs		1×10^5	1×10^2
^{130}Cs		1×10^6	1×10^2
^{131}Cs		1×10^6	1×10^3
^{132}Cs		1×10^5	1×10^1
^{134}Cs		1×10^4	1×10^1
$^{134\text{m}}\text{Cs}$		1×10^5	1×10^3
^{135}Cs		1×10^7	1×10^4

^{135m}Cs		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{136}Cs		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{138}Cs		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{126}Ba		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{128}Ba		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{131}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{131m}Ba		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{133}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{133m}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{135m}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{137m}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{139}Ba		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{140}Ba	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{141}Ba		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{142}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{131}La		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{132}La		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{135}La		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{137}La		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{138}La		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{140}La		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{141}La		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{142}La		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{143}La		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{134}Ce		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{135}Ce		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{137}Ce		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{137m}Ce		1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{139}Ce		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{141}Ce		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{143}Ce		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{144}Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-2}

^{135m}Cs		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{136}Cs		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{137}Cs	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{138}Cs		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{126}Ba		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{128}Ba		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{131}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{131m}Ba		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{133}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{133m}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{135m}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{137m}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{139}Ba		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{140}Ba	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{141}Ba		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{142}Ba		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{131}La		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{132}La		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{135}La		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{137}La		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{138}La		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{140}La		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{141}La		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{142}La		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{143}La		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{134}Ce		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{135}Ce		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{137}Ce		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{137m}Ce		1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{139}Ce		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{141}Ce		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{143}Ce		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{144}Ce	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-2}

^{136}Pr		1×10^5	1×10^1
^{137}Pr		1×10^6	1×10^2
$^{138\text{m}}\text{Pr}$		1×10^6	1×10^1
^{139}Pr		1×10^7	1×10^2
^{142}Pr		1×10^5	1×10^2
$^{142\text{m}}\text{Pr}$		1×10^9	1×10^7
^{143}Pr		1×10^6	1×10^4
^{144}Pr		1×10^5	1×10^2
^{145}Pr		1×10^5	1×10^3
^{147}Pr		1×10^5	1×10^1
^{136}Nd		1×10^6	1×10^2
^{138}Nd		1×10^7	1×10^3
^{139}Nd		1×10^6	1×10^2
$^{139\text{m}}\text{Nd}$		1×10^6	1×10^1
^{141}Nd		1×10^7	1×10^2
^{147}Nd		1×10^6	1×10^2
^{149}Nd		1×10^6	1×10^2
^{151}Nd		1×10^5	1×10^1
^{141}Pm		1×10^5	1×10^1
^{143}Pm		1×10^6	1×10^2
^{144}Pm		1×10^6	1×10^1
^{145}Pm		1×10^7	1×10^3
^{146}Pm		1×10^6	1×10^1
^{147}Pm		1×10^7	1×10^4
^{148}Pm		1×10^5	1×10^1
$^{148\text{m}}\text{Pm}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{149}Pm		1×10^6	1×10^3
^{150}Pm		1×10^5	1×10^1
^{151}Pm		1×10^6	1×10^2
^{141}Sm		1×10^5	1×10^1
$^{141\text{m}}\text{Sm}$		1×10^6	1×10^1
^{142}Sm		1×10^7	1×10^2
^{145}Sm		1×10^7	1×10^2

^{136}Pr		1×10^5	1×10^1
^{137}Pr		1×10^6	1×10^2
$^{138\text{m}}\text{Pr}$		1×10^6	1×10^1
^{139}Pr		1×10^7	1×10^2
^{142}Pr		1×10^5	1×10^2
$^{142\text{m}}\text{Pr}$		1×10^9	1×10^7
^{143}Pr		1×10^6	1×10^4
^{144}Pr		1×10^5	1×10^2
^{145}Pr		1×10^5	1×10^3
^{147}Pr		1×10^5	1×10^1
^{136}Nd		1×10^6	1×10^2
^{138}Nd		1×10^7	1×10^3
^{139}Nd		1×10^6	1×10^2
$^{139\text{m}}\text{Nd}$		1×10^6	1×10^1
^{141}Nd		1×10^7	1×10^2
^{147}Nd		1×10^6	1×10^2
^{149}Nd		1×10^6	1×10^2
^{151}Nd		1×10^5	1×10^1
^{141}Pm		1×10^5	1×10^1
^{143}Pm		1×10^6	1×10^2
^{144}Pm		1×10^6	1×10^1
^{145}Pm		1×10^7	1×10^3
^{146}Pm		1×10^6	1×10^1
^{147}Pm		1×10^7	1×10^4
^{148}Pm		1×10^5	1×10^1
$^{148\text{m}}\text{Pm}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{149}Pm		1×10^6	1×10^3
^{150}Pm		1×10^5	1×10^1
^{151}Pm		1×10^6	1×10^2
^{141}Sm		1×10^5	1×10^1
$^{141\text{m}}\text{Sm}$		1×10^6	1×10^1
^{142}Sm		1×10^7	1×10^2
^{145}Sm		1×10^7	1×10^2

^{146}Sm		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{147}Sm	サマリウム中の ^{147}Sm の天然の組成を人為的に変えたもの	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{147}Sm	サマリウム中の ^{147}Sm の天然の組成を人為的に変えていないもの	1×10^{-4}	1.3×10^{-2}
^{151}Sm		1×10^{-8}	1×10^{-4}
^{153}Sm		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{155}Sm		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{156}Sm		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{145}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{146}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{147}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{148}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{149}Eu		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{150}Eu	物理的半減期が34.2年のもの	1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{150}Eu	物理的半減期が12.6時間のもの	1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{152}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
$^{152\text{m}}\text{Eu}$		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{154}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{155}Eu		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{156}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{157}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{158}Eu		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{145}Gd		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{146}Gd	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{147}Gd		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{148}Gd		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{149}Gd		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{151}Gd		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{152}Gd		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{153}Gd		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{159}Gd		1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{147}Tb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{149}Tb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{150}Tb		1×10^{-6}	1×10^{-1}

^{146}Sm		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{147}Sm	サマリウム中の ^{147}Sm の天然の組成を人為的に変えたもの	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{147}Sm	サマリウム中の ^{147}Sm の天然の組成を人為的に変えていないもの	1×10^{-4}	1.3×10^{-2}
^{151}Sm		1×10^{-8}	1×10^{-4}
^{153}Sm		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{155}Sm		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{156}Sm		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{145}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{146}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{147}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{148}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{149}Eu		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{150}Eu	物理的半減期が34.2年のもの	1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{150}Eu	物理的半減期が12.6時間のもの	1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{152}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
$^{152\text{m}}\text{Eu}$		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{154}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{155}Eu		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{156}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{157}Eu		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{158}Eu		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{145}Gd		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{146}Gd	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{147}Gd		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{148}Gd		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{149}Gd		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{151}Gd		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{152}Gd		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{153}Gd		1×10^{-7}	1×10^{-2}
^{159}Gd		1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{147}Tb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{149}Tb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{150}Tb		1×10^{-6}	1×10^{-1}

^{151}Tb		1×10^6	1×10^1
^{153}Tb		1×10^7	1×10^2
^{154}Tb		1×10^6	1×10^1
^{155}Tb		1×10^7	1×10^2
^{156}Tb		1×10^6	1×10^1
$^{156\text{m}}\text{Tb}$	物理的半減期が1.02日のもの	1×10^7	1×10^3
$^{156\text{m}}\text{Tb}$	物理的半減期が5.00時間のもの	1×10^7	1×10^4
^{157}Tb		1×10^7	1×10^4
^{158}Tb		1×10^6	1×10^1
^{160}Tb		1×10^6	1×10^1
^{161}Tb		1×10^6	1×10^3
^{155}Dy		1×10^6	1×10^1
^{157}Dy		1×10^6	1×10^2
^{159}Dy		1×10^7	1×10^3
^{165}Dy		1×10^6	1×10^3
^{166}Dy		1×10^6	1×10^3
^{155}Ho		1×10^6	1×10^2
^{157}Ho		1×10^6	1×10^2
^{159}Ho		1×10^6	1×10^2
^{161}Ho		1×10^7	1×10^2
^{162}Ho		1×10^7	1×10^2
$^{162\text{m}}\text{Ho}$		1×10^6	1×10^1
^{164}Ho		1×10^6	1×10^3
$^{164\text{m}}\text{Ho}$		1×10^7	1×10^3
^{166}Ho		1×10^5	1×10^3
$^{166\text{m}}\text{Ho}$		1×10^6	1×10^1
^{167}Ho		1×10^6	1×10^2
^{161}Er		1×10^6	1×10^1
^{165}Er		1×10^7	1×10^3
^{169}Er		1×10^7	1×10^4
^{171}Er		1×10^6	1×10^2
^{172}Er		1×10^6	1×10^2
^{162}Tm		1×10^6	1×10^1

^{151}Tb		1×10^6	1×10^1
^{153}Tb		1×10^7	1×10^2
^{154}Tb		1×10^6	1×10^1
^{155}Tb		1×10^7	1×10^2
^{156}Tb		1×10^6	1×10^1
$^{156\text{m}}\text{Tb}$	物理的半減期が1.02日のもの	1×10^7	1×10^3
$^{156\text{m}}\text{Tb}$	物理的半減期が5.00時間のもの	1×10^7	1×10^4
^{157}Tb		1×10^7	1×10^4
^{158}Tb		1×10^6	1×10^1
^{160}Tb		1×10^6	1×10^1
^{161}Tb		1×10^6	1×10^3
^{155}Dy		1×10^6	1×10^1
^{157}Dy		1×10^6	1×10^2
^{159}Dy		1×10^7	1×10^3
^{165}Dy		1×10^6	1×10^3
^{166}Dy		1×10^6	1×10^3
^{155}Ho		1×10^6	1×10^2
^{157}Ho		1×10^6	1×10^2
^{159}Ho		1×10^6	1×10^2
^{161}Ho		1×10^7	1×10^2
^{162}Ho		1×10^7	1×10^2
$^{162\text{m}}\text{Ho}$		1×10^6	1×10^1
^{164}Ho		1×10^6	1×10^3
$^{164\text{m}}\text{Ho}$		1×10^7	1×10^3
^{166}Ho		1×10^5	1×10^3
$^{166\text{m}}\text{Ho}$		1×10^6	1×10^1
^{167}Ho		1×10^6	1×10^2
^{161}Er		1×10^6	1×10^1
^{165}Er		1×10^7	1×10^3
^{169}Er		1×10^7	1×10^4
^{171}Er		1×10^6	1×10^2
^{172}Er		1×10^6	1×10^2
^{162}Tm		1×10^6	1×10^1

^{166}Tm		1×10^6	1×10^1
^{167}Tm		1×10^6	1×10^2
^{170}Tm		1×10^6	1×10^3
^{171}Tm		1×10^8	1×10^4
^{172}Tm		1×10^6	1×10^2
^{173}Tm		1×10^6	1×10^2
^{175}Tm		1×10^6	1×10^1
^{162}Yb		1×10^7	1×10^2
^{166}Yb		1×10^7	1×10^2
^{167}Yb		1×10^6	1×10^2
^{169}Yb		1×10^7	1×10^2
^{175}Yb		1×10^7	1×10^3
^{177}Yb		1×10^6	1×10^2
^{178}Yb		1×10^6	1×10^3
^{169}Lu		1×10^6	1×10^1
^{170}Lu		1×10^6	1×10^1
^{171}Lu		1×10^6	1×10^1
^{172}Lu		1×10^6	1×10^1
^{173}Lu		1×10^7	1×10^2
^{174}Lu		1×10^7	1×10^2
$^{174\text{m}}\text{Lu}$		1×10^7	1×10^2
^{176}Lu		1×10^6	1×10^2
$^{176\text{m}}\text{Lu}$		1×10^6	1×10^3
^{177}Lu		1×10^7	1×10^3
$^{177\text{m}}\text{Lu}$		1×10^6	1×10^1
^{178}Lu		1×10^5	1×10^2
$^{178\text{m}}\text{Lu}$		1×10^5	1×10^1
^{179}Lu		1×10^6	1×10^3
^{170}Hf		1×10^6	1×10^2
^{172}Hf	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{173}Hf		1×10^6	1×10^2
^{175}Hf		1×10^6	1×10^2
$^{177\text{m}}\text{Hf}$		1×10^5	1×10^1

^{166}Tm		1×10^6	1×10^1
^{167}Tm		1×10^6	1×10^2
^{170}Tm		1×10^6	1×10^3
^{171}Tm		1×10^8	1×10^4
^{172}Tm		1×10^6	1×10^2
^{173}Tm		1×10^6	1×10^2
^{175}Tm		1×10^6	1×10^1
^{162}Yb		1×10^7	1×10^2
^{166}Yb		1×10^7	1×10^2
^{167}Yb		1×10^6	1×10^2
^{169}Yb		1×10^7	1×10^2
^{175}Yb		1×10^7	1×10^3
^{177}Yb		1×10^6	1×10^2
^{178}Yb		1×10^6	1×10^3
^{169}Lu		1×10^6	1×10^1
^{170}Lu		1×10^6	1×10^1
^{171}Lu		1×10^6	1×10^1
^{172}Lu		1×10^6	1×10^1
^{173}Lu		1×10^7	1×10^2
^{174}Lu		1×10^7	1×10^2
$^{174\text{m}}\text{Lu}$		1×10^7	1×10^2
^{176}Lu		1×10^6	1×10^2
$^{176\text{m}}\text{Lu}$		1×10^6	1×10^3
^{177}Lu		1×10^7	1×10^3
$^{177\text{m}}\text{Lu}$		1×10^6	1×10^1
^{178}Lu		1×10^5	1×10^2
$^{178\text{m}}\text{Lu}$		1×10^5	1×10^1
^{179}Lu		1×10^6	1×10^3
^{170}Hf		1×10^6	1×10^2
^{172}Hf	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{173}Hf		1×10^6	1×10^2
^{175}Hf		1×10^6	1×10^2
$^{177\text{m}}\text{Hf}$		1×10^5	1×10^1

^{178}mHf		1×10^6	1×10^1
^{179}mHf		1×10^6	1×10^1
^{180}mHf		1×10^6	1×10^1
^{181}Hf		1×10^6	1×10^1
^{182}Hf		1×10^6	1×10^2
^{182}mHf		1×10^6	1×10^1
^{183}Hf		1×10^6	1×10^1
^{184}Hf		1×10^6	1×10^2
^{172}Ta		1×10^6	1×10^1
^{173}Ta		1×10^6	1×10^1
^{174}Ta		1×10^6	1×10^1
^{175}Ta		1×10^6	1×10^1
^{176}Ta		1×10^6	1×10^1
^{177}Ta		1×10^7	1×10^2
^{178}Ta		1×10^6	1×10^1
^{179}Ta		1×10^7	1×10^3
^{180}Ta		1×10^6	1×10^1
^{180}mTa		1×10^7	1×10^3
^{182}Ta		1×10^4	1×10^1
^{182}mTa		1×10^6	1×10^2
^{183}Ta		1×10^6	1×10^2
^{184}Ta		1×10^6	1×10^1
^{185}Ta		1×10^5	1×10^2
^{186}Ta		1×10^5	1×10^1
^{176}W		1×10^6	1×10^2
^{177}W		1×10^6	1×10^1
^{178}W	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{179}W		1×10^7	1×10^2
^{181}W		1×10^7	1×10^3
^{185}W		1×10^7	1×10^4
^{187}W		1×10^6	1×10^2
^{188}W	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^2
^{177}Re		1×10^6	1×10^1

^{178}mHf		1×10^6	1×10^1
^{179}mHf		1×10^6	1×10^1
^{180}mHf		1×10^6	1×10^1
^{181}Hf		1×10^6	1×10^1
^{182}Hf		1×10^6	1×10^2
^{182}mHf		1×10^6	1×10^1
^{183}Hf		1×10^6	1×10^1
^{184}Hf		1×10^6	1×10^2
^{172}Ta		1×10^6	1×10^1
^{173}Ta		1×10^6	1×10^1
^{174}Ta		1×10^6	1×10^1
^{175}Ta		1×10^6	1×10^1
^{176}Ta		1×10^6	1×10^1
^{177}Ta		1×10^7	1×10^2
^{178}Ta		1×10^6	1×10^1
^{179}Ta		1×10^7	1×10^3
^{180}Ta		1×10^6	1×10^1
^{180}mTa		1×10^7	1×10^3
^{182}Ta		1×10^4	1×10^1
^{182}mTa		1×10^6	1×10^2
^{183}Ta		1×10^6	1×10^2
^{184}Ta		1×10^6	1×10^1
^{185}Ta		1×10^5	1×10^2
^{186}Ta		1×10^5	1×10^1
^{176}W		1×10^6	1×10^2
^{177}W		1×10^6	1×10^1
^{178}W	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
^{179}W		1×10^7	1×10^2
^{181}W		1×10^7	1×10^3
^{185}W		1×10^7	1×10^4
^{187}W		1×10^6	1×10^2
^{188}W	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^2
^{177}Re		1×10^6	1×10^1

^{178}Re		1×10^6	1×10^1
^{181}Re		1×10^6	1×10^1
^{182}Re		1×10^6	1×10^1
^{184}Re		1×10^6	1×10^1
$^{184\text{m}}\text{Re}$		1×10^6	1×10^2
^{186}Re		1×10^6	1×10^3
$^{186\text{m}}\text{Re}$		1×10^7	1×10^3
^{187}Re		1×10^9	1×10^6
^{188}Re		1×10^5	1×10^2
$^{188\text{m}}\text{Re}$		1×10^7	1×10^2
^{189}Re	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^2
^{180}Os		1×10^7	1×10^2
^{181}Os		1×10^6	1×10^1
^{182}Os		1×10^6	1×10^2
^{185}Os		1×10^6	1×10^1
$^{189\text{m}}\text{Os}$		1×10^7	1×10^4
^{191}Os		1×10^7	1×10^2
$^{191\text{m}}\text{Os}$		1×10^7	1×10^3
^{193}Os		1×10^6	1×10^2
^{194}Os	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^2
^{182}Ir		1×10^5	1×10^1
^{184}Ir		1×10^6	1×10^1
^{185}Ir		1×10^6	1×10^1
^{186}Ir		1×10^6	1×10^1
^{187}Ir		1×10^6	1×10^2
^{188}Ir		1×10^6	1×10^1
^{189}Ir	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^7	1×10^2
^{190}Ir		1×10^6	1×10^1
$^{190\text{m}}\text{Ir}$	物理的半減期が3. 10時間のもの	1×10^6	1×10^1
$^{190\text{m}}\text{Ir}$	物理的半減期が1. 20時間のもの	1×10^7	1×10^4
^{192}Ir		1×10^4	1×10^1
$^{192\text{m}}\text{Ir}$		1×10^7	1×10^2
$^{193\text{m}}\text{Ir}$		1×10^7	1×10^4

^{178}Re		1×10^6	1×10^1
^{181}Re		1×10^6	1×10^1
^{182}Re		1×10^6	1×10^1
^{184}Re		1×10^6	1×10^1
$^{184\text{m}}\text{Re}$		1×10^6	1×10^2
^{186}Re		1×10^6	1×10^3
$^{186\text{m}}\text{Re}$		1×10^7	1×10^3
^{187}Re		1×10^9	1×10^6
^{188}Re		1×10^5	1×10^2
$^{188\text{m}}\text{Re}$		1×10^7	1×10^2
^{189}Re	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^2
^{180}Os		1×10^7	1×10^2
^{181}Os		1×10^6	1×10^1
^{182}Os		1×10^6	1×10^2
^{185}Os		1×10^6	1×10^1
$^{189\text{m}}\text{Os}$		1×10^7	1×10^4
^{191}Os		1×10^7	1×10^2
$^{191\text{m}}\text{Os}$		1×10^7	1×10^3
^{193}Os		1×10^6	1×10^2
^{194}Os	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^5	1×10^2
^{182}Ir		1×10^5	1×10^1
^{184}Ir		1×10^6	1×10^1
^{185}Ir		1×10^6	1×10^1
^{186}Ir		1×10^6	1×10^1
^{187}Ir		1×10^6	1×10^2
^{188}Ir		1×10^6	1×10^1
^{189}Ir	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^7	1×10^2
^{190}Ir		1×10^6	1×10^1
$^{190\text{m}}\text{Ir}$	物理的半減期が3. 10時間のもの	1×10^6	1×10^1
$^{190\text{m}}\text{Ir}$	物理的半減期が1. 20時間のもの	1×10^7	1×10^4
^{192}Ir		1×10^4	1×10^1
$^{192\text{m}}\text{Ir}$		1×10^7	1×10^2
$^{193\text{m}}\text{Ir}$		1×10^7	1×10^4

$^{194}\text{I r}$		1×10^5	1×10^2
$^{194\text{m}}\text{I r}$		1×10^6	1×10^1
$^{195}\text{I r}$		1×10^6	1×10^2
$^{195\text{m}}\text{I r}$		1×10^6	1×10^2
$^{186}\text{P t}$		1×10^6	1×10^1
$^{188}\text{P t}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
$^{189}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{191}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{193}\text{P t}$		1×10^7	1×10^4
$^{193\text{m}}\text{P t}$		1×10^7	1×10^3
$^{195\text{m}}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{197}\text{P t}$		1×10^6	1×10^3
$^{197\text{m}}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{199}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{200}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{193}\text{A u}$		1×10^7	1×10^2
$^{194}\text{A u}$		1×10^6	1×10^1
$^{195}\text{A u}$		1×10^7	1×10^2
$^{198}\text{A u}$		1×10^6	1×10^2
$^{198\text{m}}\text{A u}$		1×10^6	1×10^1
$^{199}\text{A u}$		1×10^6	1×10^2
$^{200}\text{A u}$		1×10^5	1×10^2
$^{200\text{m}}\text{A u}$		1×10^6	1×10^1
$^{201}\text{A u}$		1×10^6	1×10^2
$^{193}\text{H g}$		1×10^6	1×10^2
$^{193\text{m}}\text{H g}$		1×10^6	1×10^1
$^{194}\text{H g}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
$^{195}\text{H g}$		1×10^6	1×10^2
$^{195\text{m}}\text{H g}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^2
$^{197}\text{H g}$		1×10^7	1×10^2
$^{197\text{m}}\text{H g}$		1×10^6	1×10^2
$^{199\text{m}}\text{H g}$		1×10^6	1×10^2
$^{203}\text{H g}$		1×10^5	1×10^2

$^{194}\text{I r}$		1×10^5	1×10^2
$^{194\text{m}}\text{I r}$		1×10^6	1×10^1
$^{195}\text{I r}$		1×10^6	1×10^2
$^{195\text{m}}\text{I r}$		1×10^6	1×10^2
$^{186}\text{P t}$		1×10^6	1×10^1
$^{188}\text{P t}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
$^{189}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{191}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{193}\text{P t}$		1×10^7	1×10^4
$^{193\text{m}}\text{P t}$		1×10^7	1×10^3
$^{195\text{m}}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{197}\text{P t}$		1×10^6	1×10^3
$^{197\text{m}}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{199}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{200}\text{P t}$		1×10^6	1×10^2
$^{193}\text{A u}$		1×10^7	1×10^2
$^{194}\text{A u}$		1×10^6	1×10^1
$^{195}\text{A u}$		1×10^7	1×10^2
$^{198}\text{A u}$		1×10^6	1×10^2
$^{198\text{m}}\text{A u}$		1×10^6	1×10^1
$^{199}\text{A u}$		1×10^6	1×10^2
$^{200}\text{A u}$		1×10^5	1×10^2
$^{200\text{m}}\text{A u}$		1×10^6	1×10^1
$^{201}\text{A u}$		1×10^6	1×10^2
$^{193}\text{H g}$		1×10^6	1×10^2
$^{193\text{m}}\text{H g}$		1×10^6	1×10^1
$^{194}\text{H g}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^1
$^{195}\text{H g}$		1×10^6	1×10^2
$^{195\text{m}}\text{H g}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^6	1×10^2
$^{197}\text{H g}$		1×10^7	1×10^2
$^{197\text{m}}\text{H g}$		1×10^6	1×10^2
$^{199\text{m}}\text{H g}$		1×10^6	1×10^2
$^{203}\text{H g}$		1×10^5	1×10^2

^{194}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-1}
$^{194\text{m}}\text{Tl}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{195}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{197}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{198}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-1}
$^{198\text{m}}\text{Tl}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{199}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{200}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{201}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{202}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{204}Tl		1×10^{-4}	1×10^{-4}
$^{195\text{m}}\text{Pb}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{198}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{199}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{200}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{201}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{202}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-3}
$^{202\text{m}}\text{Pb}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{203}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{205}Pb		1×10^{-7}	1×10^{-4}
^{209}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-5}
^{210}Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{211}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{212}Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{214}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{200}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{201}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{202}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{203}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{205}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{206}Bi		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{207}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{210}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-3}

^{194}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-1}
$^{194\text{m}}\text{Tl}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{195}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{197}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{198}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-1}
$^{198\text{m}}\text{Tl}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{199}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{200}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{201}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{202}Tl		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{204}Tl		1×10^{-4}	1×10^{-4}
$^{195\text{m}}\text{Pb}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{198}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{199}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{200}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{201}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{202}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-3}
$^{202\text{m}}\text{Pb}$		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{203}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{205}Pb		1×10^{-7}	1×10^{-4}
^{209}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-5}
^{210}Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{211}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{212}Pb	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{214}Pb		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{200}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{201}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{202}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{203}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{205}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{206}Bi		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{207}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{210}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-3}

^{210}mBi	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{212}Bi	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{213}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{214}Bi		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{203}Po		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{205}Po		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{206}Po		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{207}Po		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{208}Po		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{209}Po		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{210}Po		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{207}At		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{211}At		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{220}Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-7}	1×10^{-4}
^{222}Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-8}	1×10^{-1}
^{222}Fr		1×10^{-5}	1×10^{-3}
^{223}Fr		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{223}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{224}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{225}Ra		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{226}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{227}Ra		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{228}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{224}Ac		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{225}Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{226}Ac		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{227}Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-3}	1×10^{-1}
^{228}Ac		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{227}Pa		1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{228}Pa		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{230}Pa		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{231}Pa		1×10^{-3}	1×10^{-0}
^{232}Pa		1×10^{-6}	1×10^{-1}

^{210}mBi	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{212}Bi	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{213}Bi		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{214}Bi		1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{203}Po		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{205}Po		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{206}Po		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{207}Po		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{208}Po		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{209}Po		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{210}Po		1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{207}At		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{211}At		1×10^{-7}	1×10^{-3}
^{220}Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-7}	1×10^{-4}
^{222}Rn	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-8}	1×10^{-1}
^{222}Fr		1×10^{-5}	1×10^{-3}
^{223}Fr		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{223}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{224}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{225}Ra		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{226}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{227}Ra		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{228}Ra	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-5}	1×10^{-1}
^{224}Ac		1×10^{-6}	1×10^{-2}
^{225}Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-4}	1×10^{-1}
^{226}Ac		1×10^{-5}	1×10^{-2}
^{227}Ac	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^{-3}	1×10^{-1}
^{228}Ac		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{227}Pa		1×10^{-6}	1×10^{-3}
^{228}Pa		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{230}Pa		1×10^{-6}	1×10^{-1}
^{231}Pa		1×10^{-3}	1×10^{-0}
^{232}Pa		1×10^{-6}	1×10^{-1}

^{233}Pa		1×10^7	1×10^2
^{234}Pa		1×10^6	1×10^1
^{232}Np		1×10^6	1×10^1
^{233}Np		1×10^7	1×10^2
^{234}Np		1×10^6	1×10^1
^{235}Np		1×10^7	1×10^3
^{236}Np	物理的半減期が 1.15×10^5 年のもの	1×10^5	1×10^2
^{236}Np	物理的半減期が22.5時間のもの	1×10^7	1×10^3
^{237}Np	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^3	1×10^0
^{238}Np		1×10^6	1×10^2
^{239}Np		1×10^7	1×10^2
^{240}Np		1×10^6	1×10^1
^{237}Am		1×10^6	1×10^2
^{238}Am		1×10^6	1×10^1
^{239}Am		1×10^6	1×10^2
^{240}Am		1×10^6	1×10^1
^{241}Am		1×10^4	1×10^0
^{242}Am		1×10^6	1×10^3
$^{242\text{m}}\text{Am}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^4	1×10^0
^{243}Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^3	1×10^0
^{244}Am		1×10^6	1×10^1
$^{244\text{m}}\text{Am}$		1×10^7	1×10^4
^{245}Am		1×10^6	1×10^3
^{246}Am		1×10^5	1×10^1
$^{246\text{m}}\text{Am}$		1×10^6	1×10^1
^{238}Cm		1×10^7	1×10^2
^{240}Cm		1×10^5	1×10^2
^{241}Cm		1×10^6	1×10^2
^{242}Cm		1×10^5	1×10^2
^{243}Cm		1×10^4	1×10^0
^{244}Cm		1×10^4	1×10^1
^{245}Cm		1×10^3	1×10^0
^{246}Cm		1×10^3	1×10^0

^{233}Pa		1×10^7	1×10^2
^{234}Pa		1×10^6	1×10^1
^{232}Np		1×10^6	1×10^1
^{233}Np		1×10^7	1×10^2
^{234}Np		1×10^6	1×10^1
^{235}Np		1×10^7	1×10^3
^{236}Np	物理的半減期が 1.15×10^5 年のもの	1×10^5	1×10^2
^{236}Np	物理的半減期が22.5時間のもの	1×10^7	1×10^3
^{237}Np	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^3	1×10^0
^{238}Np		1×10^6	1×10^2
^{239}Np		1×10^7	1×10^2
^{240}Np		1×10^6	1×10^1
^{237}Am		1×10^6	1×10^2
^{238}Am		1×10^6	1×10^1
^{239}Am		1×10^6	1×10^2
^{240}Am		1×10^6	1×10^1
^{241}Am		1×10^4	1×10^0
^{242}Am		1×10^6	1×10^3
$^{242\text{m}}\text{Am}$	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^4	1×10^0
^{243}Am	放射平衡中の子孫核種を含む。	1×10^3	1×10^0
^{244}Am		1×10^6	1×10^1
$^{244\text{m}}\text{Am}$		1×10^7	1×10^4
^{245}Am		1×10^6	1×10^3
^{246}Am		1×10^5	1×10^1
$^{246\text{m}}\text{Am}$		1×10^6	1×10^1
^{238}Cm		1×10^7	1×10^2
^{240}Cm		1×10^5	1×10^2
^{241}Cm		1×10^6	1×10^2
^{242}Cm		1×10^5	1×10^2
^{243}Cm		1×10^4	1×10^0
^{244}Cm		1×10^4	1×10^1
^{245}Cm		1×10^3	1×10^0
^{246}Cm		1×10^3	1×10^0

^{247}Cm		1×10^4	1×10^0
^{248}Cm		1×10^3	1×10^0
^{249}Cm		1×10^6	1×10^3
^{250}Cm		1×10^3	1×10^{-1}
^{245}Bk		1×10^6	1×10^2
^{246}Bk		1×10^6	1×10^1
^{247}Bk		1×10^4	1×10^0
^{249}Bk		1×10^6	1×10^3
^{250}Bk		1×10^6	1×10^1
^{244}Cf		1×10^7	1×10^4
^{246}Cf		1×10^6	1×10^3
^{248}Cf		1×10^4	1×10^1
^{249}Cf		1×10^3	1×10^0
^{250}Cf		1×10^4	1×10^1
^{251}Cf		1×10^3	1×10^0
^{252}Cf		1×10^4	1×10^1
^{253}Cf		1×10^5	1×10^2
^{254}Cf		1×10^3	1×10^0
^{250}Es		1×10^6	1×10^2
^{251}Es		1×10^7	1×10^2
^{253}Es		1×10^5	1×10^2
^{254}Es		1×10^4	1×10^1
$^{254\text{m}}\text{Es}$		1×10^6	1×10^2
^{252}Fm		1×10^6	1×10^3
^{253}Fm		1×10^6	1×10^2
^{254}Fm		1×10^7	1×10^4
^{255}Fm		1×10^6	1×10^3
^{257}Fm		1×10^5	1×10^1
^{257}Md		1×10^7	1×10^2
^{258}Md		1×10^5	1×10^2
その他の放射性同位元素（別表第2に掲げるものを除く。）	アルファ線を放出するもの	1×10^3	1×10^{-1}
	アルファ線を放出しないもの	1×10^4	1×10^{-1}

備考

^{247}Cm		1×10^4	1×10^0
^{248}Cm		1×10^3	1×10^0
^{249}Cm		1×10^6	1×10^3
^{250}Cm		1×10^3	1×10^{-1}
^{245}Bk		1×10^6	1×10^2
^{246}Bk		1×10^6	1×10^1
^{247}Bk		1×10^4	1×10^0
^{249}Bk		1×10^6	1×10^3
^{250}Bk		1×10^6	1×10^1
^{244}Cf		1×10^7	1×10^4
^{246}Cf		1×10^6	1×10^3
^{248}Cf		1×10^4	1×10^1
^{249}Cf		1×10^3	1×10^0
^{250}Cf		1×10^4	1×10^1
^{251}Cf		1×10^3	1×10^0
^{252}Cf		1×10^4	1×10^1
^{253}Cf		1×10^5	1×10^2
^{254}Cf		1×10^3	1×10^0
^{250}Es		1×10^6	1×10^2
^{251}Es		1×10^7	1×10^2
^{253}Es		1×10^5	1×10^2
^{254}Es		1×10^4	1×10^1
$^{254\text{m}}\text{Es}$		1×10^6	1×10^2
^{252}Fm		1×10^6	1×10^3
^{253}Fm		1×10^6	1×10^2
^{254}Fm		1×10^7	1×10^4
^{255}Fm		1×10^6	1×10^3
^{257}Fm		1×10^5	1×10^1
^{257}Md		1×10^7	1×10^2
^{258}Md		1×10^5	1×10^2
その他の放射性同位元素（別表第2に掲げるものを除く。）	アルファ線を放出するもの	1×10^3	1×10^{-1}
	アルファ線を放出しないもの	1×10^4	1×10^{-1}

備考

1 濃度の単位B q／gは、ベクレル毎グラムを示す。 2 第2欄及び第3欄に掲げる数量及び濃度について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は次表による。

親核種	子孫核種
²⁸ Mg	²⁸ Al
⁴⁴ Ti	⁴⁴ Sc
⁶⁰ Fe	^{60m} Co
⁶⁸ Ge	⁶⁸ Ga
⁸³ Rb	^{83m} Kr
⁸² Sr	⁸² Rb
⁹⁰ Sr	⁹⁰ Y
⁸⁷ Y	^{87m} Sr
⁹³ Zr	^{93m} Nb
⁹⁷ Zr	⁹⁷ Nb
^{95m} Tc	⁹⁵ Tc (0. 04)
¹⁰⁶ Ru	¹⁰⁶ Rh
^{108m} Ag	¹⁰⁸ Ag (0. 089)
^{121m} Sn	¹²¹ Sn (0. 776)
¹²⁶ Sn	^{126m} Sb
¹²² Xe	¹²² I
¹³⁷ Cs	^{137m} Ba
¹⁴⁰ Ba	¹⁴⁰ La
¹⁴⁴ Ce	¹⁴⁴ Pr
^{148m} Pm	¹⁴⁸ Pm (0. 046)
¹⁴⁶ Gd	¹⁴⁶ Eu
¹⁷² Hf	¹⁷² Lu
¹⁷⁸ W	¹⁷⁸ Ta
¹⁸⁸ W	¹⁸⁸ Re
¹⁸⁹ Re	^{189m} Os (0. 241)
¹⁹⁴ Os	¹⁹⁴ Ir
¹⁸⁹ Ir	^{189m} Os
¹⁸⁸ Pt	¹⁸⁸ Ir
¹⁹⁴ Hg	¹⁹⁴ Au
^{195m} Hg	¹⁹⁵ Hg (0. 542)
²¹⁰ Pb	²¹⁰ Bi、 ²¹⁰ Po
²¹² Pb	²¹² Bi、 ²⁰⁸ Tl (0. 36)、 ²¹² Po (0. 64)
^{210m} Bi	²⁰⁶ Tl
²¹² Bi	²⁰⁸ Tl (0. 36)、 ²¹² Po (0. 64)
²²⁰ Rn	²¹⁶ Po
²²² Rn	²¹⁸ Po、 ²¹⁴ Pb、 ²¹⁴ Bi、 ²¹⁴ Po

1 濃度の単位B q／gは、ベクレル毎グラムを示す。

2 第2欄及び第3欄に掲げる数量及び濃度について、放射平衡に含める親核種と子孫核種は次表による。

親核種	子孫核種
²⁸ Mg	²⁸ Al
⁴⁴ Ti	⁴⁴ Sc
⁶⁰ Fe	^{60m} Co
⁶⁸ Ge	⁶⁸ Ga
⁸³ Rb	^{83m} Kr
⁸² Sr	⁸² Rb
⁹⁰ Sr	⁹⁰ Y
⁸⁷ Y	^{87m} Sr
⁹³ Zr	^{93m} Nb
⁹⁷ Zr	⁹⁷ Nb
^{95m} Tc	⁹⁵ Tc (0. 04)
¹⁰⁶ Ru	¹⁰⁶ Rh
^{108m} Ag	¹⁰⁸ Ag (0. 089)
^{121m} Sn	¹²¹ Sn (0. 776)
¹²⁶ Sn	^{126m} Sb
¹²² Xe	¹²² I
¹³⁷ Cs	^{137m} Ba
¹⁴⁰ Ba	¹⁴⁰ La
¹⁴⁴ Ce	¹⁴⁴ Pr
^{148m} Pm	¹⁴⁸ Pm (0. 046)
¹⁴⁶ Gd	¹⁴⁶ Eu
¹⁷² Hf	¹⁷² Lu
¹⁷⁸ W	¹⁷⁸ Ta
¹⁸⁸ W	¹⁸⁸ Re
¹⁸⁹ Re	^{189m} Os (0. 241)
¹⁹⁴ Os	¹⁹⁴ Ir
¹⁸⁹ Ir	^{189m} Os
¹⁸⁸ Pt	¹⁸⁸ Ir
¹⁹⁴ Hg	¹⁹⁴ Au
^{195m} Hg	¹⁹⁵ Hg (0. 542)
²¹⁰ Pb	²¹⁰ Bi、 ²¹⁰ Po
²¹² Pb	²¹² Bi、 ²⁰⁸ Tl (0. 36)、 ²¹² Po (0. 64)
^{210m} Bi	²⁰⁶ Tl
²¹² Bi	²⁰⁸ Tl (0. 36)、 ²¹² Po (0. 64)
²²⁰ Rn	²¹⁶ Po
²²² Rn	²¹⁸ Po、 ²¹⁴ Pb、 ²¹⁴ Bi、 ²¹⁴ Po

223Ra	²¹⁹ Rn、 ²¹⁵ Po、 ²¹¹ Pb、 ²¹¹ Bi、 ²⁰⁷ Tl
224Ra	²²⁰ Rn、 ²¹⁶ Po、 ²¹² Pb、 ²¹² Bi、 ²⁰⁸ Tl (0.36)、 ²¹² Po (0.64)
226Ra	²²² Rn、 ²¹⁸ Po、 ²¹⁴ Pb、 ²¹⁴ Bi、 ²¹⁴ Po、 ²¹⁰ Pb、 ²¹⁰ Bi、 ²¹⁰ Po
228Ra	²²⁸ Ac
225Ac	²²¹ Fr、 ²¹⁷ At、 ²¹³ Bi、 ²¹³ Po (0.978)、 ²⁰⁹ Tl (0.0216)、 ²⁰⁹ Pb (0.978)
227Ac	²²³ Fr (0.0138)
237Np	²³³ Pa
242Am	²⁴² Am
243Am	²³⁹ Np

様式第1号（第41条の14関係）

[./pict/2FH00000039279.pdf](#)



様式第1号の2（第57条関係）

[./pict/2FH00000061499.pdf](#)



様式第1号の3（第57条関係）

[./pict/2FH00000034894.pdf](#)



様式第2号（第58条関係）（表面）

[./pict/2FH00000039290.pdf](#)



様式第2号（第58条関係）（裏面）

[./pict/2FH00000039281.pdf](#)



様式第2号の2（第58条関係）（表面）

[./pict/2FH00000039282.pdf](#)



様式第2号の2（第58条関係）（裏面）

[./pict/2FH00000039285.pdf](#)



様式第3号（第59条の2関係）

[./pict/2FH00000025341.pdf](#)



様式第4号（第59条の3関係）

[./pict/2FH00000039286.pdf](#)



様式第5号（第59条の3関係）

[./pict/2FH00000039287.pdf](#)



223Ra	²¹⁹ Rn、 ²¹⁵ Po、 ²¹¹ Pb、 ²¹¹ Bi、 ²⁰⁷ Tl
224Ra	²²⁰ Rn、 ²¹⁶ Po、 ²¹² Pb、 ²¹² Bi、 ²⁰⁸ Tl (0.36)、 ²¹² Po (0.64)
226Ra	²²² Rn、 ²¹⁸ Po、 ²¹⁴ Pb、 ²¹⁴ Bi、 ²¹⁴ Po、 ²¹⁰ Pb、 ²¹⁰ Bi、 ²¹⁰ Po
228Ra	²²⁸ Ac
225Ac	²²¹ Fr、 ²¹⁷ At、 ²¹³ Bi、 ²¹³ Po (0.978)、 ²⁰⁹ Tl (0.0216)、 ²⁰⁹ Pb (0.978)
227Ac	²²³ Fr (0.0138)
237Np	²³³ Pa
242Am	²⁴² Am
243Am	²³⁹ Np

様式第1号（第41条の14関係）

様式第1号の2（第57条関係）

様式第1号の3（第57条関係）

様式第2号（第58条関係）（表面）

様式第2号（第58条関係）（裏面）

様式第2号の2（第58条関係）（表面）

様式第2号の2（第58条関係）（裏面）

様式第3号（第59条の2関係）

様式第4号（第59条の3関係）

様式第5号（第59条の3関係）

様式第6号（第6 1条関係） ./pict/2FH00000039288.pdf 	様式第6号（第6 1条関係）
---	----------------